

西東京市子どもの権利擁護委員
令和3（2021）年度活動報告



©シンエイ／西東京市

西東京市子ども相談室 ほっとルーム

愛称と由来

令和元（2019）年に子どもの権利擁護委員等が全市立中学校生徒会を訪問して西東京市子ども条例を説明し、「西東京市子どもの権利擁護委員」と「西東京市子ども相談室」の愛称募集をお願いしました。全生徒会からの応募で、各23案ずつが集まりました。

小学生を対象とした夏休みのワークショップでは、東京経済大学の学生に手伝ってもらいながら、参加者が愛称候補を3案ずつに絞り込みました。

その後、市内の小学校325クラスで投票が行われて愛称が決まりました。

西東京市子どもの権利擁護委員

「CPT」 children protect team

令和元（2019）年度

田無第一中学校生徒会



2019.10 撮影

多くの人に参加してもらうために、生徒会だより号外を発行して、目安箱で募集しました。「CPT」にしたのは、擁護委員が子どもの笑顔を守るためのチームとはっきり言うほうがわかりやすいと思ったからです。誰もが笑顔になる権利があると知ってもらいたいです。

選ばれて「やったー!」と思いました。相談室が、ひとりで悩まず相談できる場所になって、みんなの笑顔の輪が広がっていけばいいと思います。



2019.10 撮影

西東京市子ども相談室

「ほっとルーム」

令和元（2019）年度

青嵐中学校生徒会

全校生徒にプリントを配布して案を募集し、学級委員が選んだ案を生徒会で検討しました。よいものに丸をつけて、絞り込んでいきました。

自分たちの推していた愛称が、小学生にも支持されて決まったことは、ビックリしたけどとても嬉しいし、誇らしい気持ちです。

ほっとルームには、名前どおりにほっとできる相談室になってほしいし、広く知れ渡って、いろいろな人が気軽に相談して安心できる場所になってほしいです。

西東京市子どもの権利擁護委員
令和3（2021）年度活動報告



西東京市子ども相談室 ほっとルーム

はじめに

子どもの権利擁護委員（CPT） 代表 木村 真実



令和4（2022）年4月1日から子どもの権利擁護委員（CPT）になりました木村真実です。弁護士もしています。どうぞよろしくお願いいたします。

子どもの権利擁護委員（CPT）と子ども相談室（ほっとルーム）の令和3（2021）年4月1日から1年間の活動報告書をまとめました。

CPTとほっとルームの活動内容には、大きく分けて、①日々の相談・調整活動、②出張授業やほっとルーム通信などの広報・啓発活動、③講師派遣や研修などその他の活動があります。3つとも、3人の擁護委員と、擁護委員を補佐する専門員と、市役所職員である事務局が力を合わせて取り組んでいます。

西東京市の子どもの権利条例の特徴の一つは、子どもの権利侵害に対して、具体的に、救済することを定めていることです。ほっとルームでは、電話やメールで、あるいは面談で、悩んでいる子どもや子どものことで悩んでいるおとなからの相談を日々受けています。毎日3人の専門員が擁護委員と協議しながら相談に対応し、関係機関との調整や交渉が必要な場合などは擁護委員が中心となって対応しています。

市内の多くの学校に、「子どもの人権」「いじめ予防」「多様性」などの出張授業に伺っています。具体的な事例をもとに、自分の人権も隣の子の人権も大切なこと、「嫌な気持ち」「つらい気持ち」になった人の立場で考えられるようになれるといいな、と考えています。

令和4（2022）年度は、小金井市と中野区にも西東京市の「ほっとルーム」のような救済機関ができます。国立市や世田谷区など先行する近隣自治体とともに、よりよい救済機関をめざして一緒に研修などをしていきたいと考えています。

学校や保育園・幼稚園に入ってからずっとコロナ禍が続いている子どもがたくさんいます。つらい思いもたくさんしている子どもたちが、「一人じゃない」「生きていていいんだ」と感じられるよう、おとなの一人としてサポートしていきたいと思います。

悩みを抱える子どもが、「相談してよかった」と思えるよう、引き続きがんばってきたいと思います。子どもに関わるみなさんに、この報告書をとおしてCPT・ほっとルームをもっと知っていただき、子どもたちにも広めていただけますようよろしくお願いいたします。

目次

はじめに

子どもの権利擁護委員（CPT）代表 木村 真実

第1	西東京市子どもの相談・救済機関の概要	
1	西東京市子ども条例	2
2	西東京市子どもの権利擁護委員（CPT）	4
3	西東京市子ども相談室 ほっとルーム	6
第2	相談・調整活動、調査活動の状況	
1	令和3（2021）年度の相談状況（統計）	8
2	事例報告（相談・調整活動の実際）	17
3	調査活動の状況	23
第3	広報・啓発活動の状況	
1	子どもへの広報・啓発	
	（1）CPTによる出張授業	26
	（2）東京経済大学現代法学部ゼミ生とのコラボ事業	30
	（3）子ども条例・子ども相談室 ほっとルーム アンケート集計結果	31
2	おとなへの広報	
	（1）子ども条例市民講座	33
	（2）学校内研修	33
第4	その他の活動	
1	講師派遣や関係機関との連携	35
2	研修・視察	35
	一年を振り返って	36
	子どもの権利擁護委員（CPT） 井利 由利	
	子どもの権利擁護委員（CPT） 谷川由起子	
参考資料		
	西東京市子ども条例	39
	西東京市子ども条例施行規則	45
	広報・啓発品	48

活動報告内で使用されている略称の一覧

正式名称	使用略称・愛称
西東京市子ども条例	子ども条例
西東京市子ども条例施行規則	子ども条例施行規則
西東京市子どもの権利擁護委員	擁護委員・CPT
西東京市子ども相談室 ほっとルーム	子ども相談室・ほっとルーム
西東京市子どもの権利擁護相談・調査専門員	専門員

第1 西東京市子どもの相談・救済機関の概要

- 1 西東京市子ども条例
- 2 西東京市子どもの権利擁護委員（CPT）
- 3 西東京市子ども相談室 ほっとルーム

第1 西東京市子どもの相談・救済機関の概要

1 西東京市子ども条例

子ども条例は、「今と未来を生きる全ての子どもが健やかに育つ環境を整えるため、その理念を共有し、制度を整え、まち全体で子どもの育ちを支えていくこと」を目的として平成30（2018）年9月19日制定、10月1日に施行しました。

子ども条例は、前文から始まり、第1章「総則」、第2章「子どもの生活の場における支援と支援者への支援」、第3章「子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進」、第4章「子どもの相談・救済」、第5章「子ども施策の推進と検証」、第6章「雑則」で構成される全27条です。その特徴は、次に示す（1）から（6）のとおりです。

（1）総合的な条例

ア 考え方・理念、施策の原則、制度設置、子ども条例の実施・検証を総合的に規定

イ 健康、医療、福祉、教育等子どもに関わる分野を総合的に考慮

ウ 家庭、園、学校、地域等子どもが生活する場を総合的に考慮

エ 子どもだけでなく、子どもに関わる人たちへの支援を含み総合的に規定

（2）相談・救済機関の設置

子ども固有の悩み事等について、子どもに寄り添い、一緒に考え、安心・解決できるような相談・救済機関をつくることを定めています。

（3）施策の原則を規定

子どもをめぐる今日的な問題（虐待、いじめ、子どもの貧困、子どもの居場所作り等）に取り組むこと等について施策の原則を定めています。

（4）子どもの育ちを支える関係者への支援を規定

子ども施策が推進されるためにも、保護者・家庭、育ち学ぶ施設やその関係者、地域・住民が役割を十分に果たせるよう支援を受けられることを定めています。

（5）まち全体で育ちを支える

市民をはじめ関係者の連携を強調し、まち全体で子どもの育ちを支えていくことを示しています。

（6）子どもたちにもわかりやすく

子どもが子ども条例に親しみを持てるよう、条文を「です・ます調」で記しています。

○ 子ども条例制定に向けた検討から施行・子ども相談室開設まで

年 度	月	活 動
平成 29 (2017) 年度	8月	(仮称) 子ども条例策定庁内検討委員会を設置
	8月下旬～	西東京市子ども子育て審議会に対し、(仮称) 子ども条例の策定について諮問。西東京市子ども子育て審議会は、(仮称) 子ども条例検討専門部会を設置。(仮称) 子ども条例検討専門部会は、翌年5月までに、様々な方法で子ども等への意見聴取を実施するなどし、11回の会議を開催。作成した報告書は、子ども条例の原型となった。
平成 30 (2018) 年度	6月	子ども条例要綱について、1か月間のパブリックコメントを実施。「(仮称) 西東京市子ども条例に盛り込む内容の市民説明会」を実施
	9月	西東京市議会第3回定例会に「西東京市子ども条例(案)」を上程。文教厚生委員会の審査を経て、本会議において全会一致で可決
	10月	「西東京市子ども条例」施行
	3月	子ども条例リーフレット発行
令和元 (2019) 年度	4月	西東京市子どもの権利擁護委員3人を委嘱
	5月	「西東京市子ども条例逐条解説」を作成
	8月	西東京市子ども相談室を開設
	9月	市内公立中学校9校の生徒会に愛称を募集し、小学生のワークショップを経て、市内公立小学校325クラスの投票により、「西東京市子どもの権利擁護委員」と「西東京市子ども相談室」の愛称を決定

2 西東京市子どもの権利擁護委員（CPT）

子ども条例では、いじめ、虐待、体罰など子どもの権利侵害に対して、相談を受け、救済につなげることを目的に、市長の附属機関として、擁護委員を設置しています。擁護委員の定数は3人以内です。擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識を有する者の中から市長が委嘱します。

また、市長は、擁護委員の職務を補佐するため、専門員を置きます。

擁護委員及び専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

擁護委員の職務は、次に示す（1）から（6）のとおりです。

- (1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言及び支援をすること。
擁護委員は、子どもから相談を受けた場合、必要な助言をするとともに、情報の提供などの支援を行います。
- (2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること。
必要があれば子どもをはじめ関係者から話を聴く等、事実を調査します。
- (3) 子どもの権利の侵害を救済するための調整及び要請をすること。
権利侵害からの救済のため、関係者との調整や関係者への要請を行います。権利侵害を防ぐため、制度改善などの意見を伝えることもできます。
子どもは単なる救済対象ではなく、自分に関わる問題を解決していく主体として位置づけられ、最善の利益が確保できるよう支援されます。そのため、一方的な要請や意見提出で、権利侵害の相手方と子どもを対立させてしまつては、子どもの最善の利益にならない場合もあり、擁護委員の調整が重要になります。「要請」とは、市や市の機関には対応しなければならない「勧告」、市以外の機関には対応するよう努める「要請」の二つの意味があります。
- (4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。
「意見を述べること」とは、市や市の機関には制度改善のための「提言」、市以外の機関には「意見表明」の二つの意味があります。
- (5) 子どもの権利の侵害を救済するための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見等の内容を公表すること。
- (6) 子どもの権利擁護についての必要な理解を広め、連携を推進すること。
擁護委員が効果的に活動を進めるためには、市民の理解や他の相談・救済機関との連携が不可欠です。そのため、活動報告・公表や子どもの権利擁護について必要な理解を広めること、関係者との連携を進めることも職務として定めています。
保護者や育ち学ぶ施設の関係者等が対応に悩み、うまく解決することができずに子どもとの関係がこじれるようなとき、第三者の擁護委員が、調整役として、何が最善かを考え、子どもの権利侵害からの救済の方法を見つけていくことが大切になります。

○ 令和3（2021）年度 西東京市子どもの権利擁護委員

氏名	所属等
野村 武司	東京経済大学教授・弁護士
井利 由利	公益社団法人青少年健康センター（茗荷谷クラブ）・臨床心理士・公認心理師・精神保健福祉士
谷川由起子	八王子市学校教育支援課（スクールソーシャルワーカー）・社会福祉士・公認心理師

○ 市長への活動内容の報告

子ども条例第23条第1項には、擁護委員から市長へ、毎年度の活動内容を報告することが定められています。令和3（2021）年8月17日に、令和2（2020）年度の活動内容を報告しました。



○ 擁護委員の会議

子ども条例施行規則第15条には、職務執行の一般方針その他必要事項を決定するため、擁護委員の会議を設置すること、同3項において、代表擁護委員が招集するものと定められています。

ア 開催状況

令和3（2021）年 4月24日、5月25日、6月29日、7月20日、8月17日、
9月13日、10月19日、11月20日、12月18日

令和4（2022）年 1月18日、2月15日、3月19日

（計12回）

イ 主な審議内容

- ・機関紙について
- ・子ども向けアンケートについて
- ・令和4年度年間計画について
- ・調査について
- ・市長への報告について
- ・市民講座について
- ・相談ケースの対応について

3 西東京市子ども相談室 ほっとルーム

子ども条例施行規則では、子どもの権利の擁護に必要な支援を行うため、子ども相談室を設置することが定められています。相談窓口では、子どもからの相談に応じて助言や支援を行い、救済するための調査・調整や要請・意見表明を行います。子どもを救済するための要請等を行った後は、必要に応じて、引き続き見守りなどの支援をします。

子ども相談室は、次に示す(1)から(4)の点で既存の相談窓口とは異なります。

- (1) 子どもの意見を聴き、子どもに寄り添いながら相談を受け、問題を解決することを基本にしていること。
- (2) 特定の分野に限らない子どもの権利侵害全般を取り扱うこと。
- (3) 公的な第三者機関であること。
- (4) 関係機関との調整や関係機関への要請・意見表明が、条例に基づく権限として定められていること。



第2 相談・調整活動、調査活動の状況

- 1 令和3（2021）年度の相談状況（統計）
- 2 事例報告（相談・調整活動の実際）
- 3 調査活動の状況

第2 相談・調整活動、調査活動の状況

1 令和3（2021）年度の相談状況（統計）

以下の図表の構成比（％）は小数点以下第1位を四捨五入しています。そのため、合計が100％とならない場合があります。

（1）相談の状況（表1・図1）

新規相談については、当年度受付分は77件で、申立て¹はありませんでした。これに、前年度から継続している相談43件を合わせて、当年度の全相談件数は120件となります。そのうち関係機関等²との調整を実施したものは6件ありました。前年度の新規相談件数は51件でしたので前年度比151％となりました。

対応については、当年度新規相談（77件）への対応が813回でした。これに、前年度の継続相談（43件）への対応264回を合わせて、当年度の全対応回数は1,077回でした。前年度の全対応回数は564回でしたので前年度比191％となりました。

なお、「相談件数」は相談者の実数です。「対応回数」は、ほっとルームが相談者や関係機関等に対して行った対応の延べ回数になります（表1）。

表1 相談件数・対応回数

全相談件数		120 件	100%	→	全対応回数		1,077 回	100%
内訳	当年度新規相談件数 (当年度新規申立てはなし)	77 件	64%	→	内訳	当年度新規相談対応回数	813 回	75%
	前年度継続相談件数 (前々年度申立て1件含む)	43 件	36%	→		前年度継続相談対応回数	264 回	25%

注) 当年度新規相談件数には、問合せ8件・管轄外の相談4件が含まれます。

前年度の継続相談43件のうち35件が当年度で終結となり、8件が次年度へ継続となります。当年度の新規相談77件のうち、32件が当年度で終結となり、45件が次年度へ継続となります。したがって、次年度へ継続する件数は53件になりました（図1）。

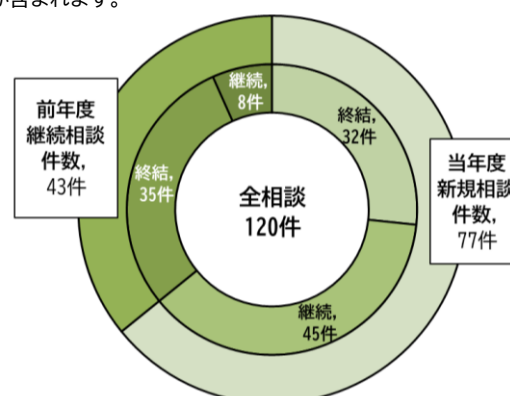


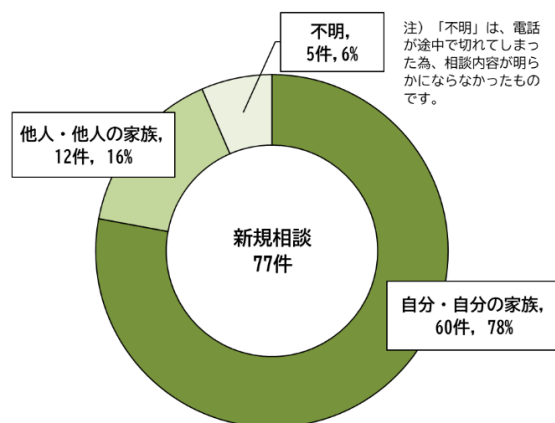
図1 相談の終結・継続件数

¹ 「申立て」とは、子ども条例施行規則第5条第1項に基づく「救済の申立て」を受けた相談のことです。

² 「関係機関等」とは、市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者等のことです（子ども条例施行規則第9条）。

(2) 相談内容

当年度の新規相談（77件）を、相談内容別に見ると以下のとおりでした。「大分類」では、相談内容を相談者との関係から「自分・自分の家族」に関する相談と「他人・他人の家族」に関する相談とに分類しています（図2-1）。「小分類」では、相談をその内容（表2）で分類しています（図2-2）。



注) 「不明」は、電話が途中で切れてしまった為、相談内容が明らかにならなかったものです。

ア 大分類 (図2-1)

当年度の新規相談（77件）のうち60件（78%）が「自己・自分の家族」に関する相談でした。「他人・他人の家族」に関する相談は、学校・病院・児童館・児童センターなどの子どもを支援する関係機関や近隣住民からの相談でした。

図2-1 大分類 (新規相談件数)

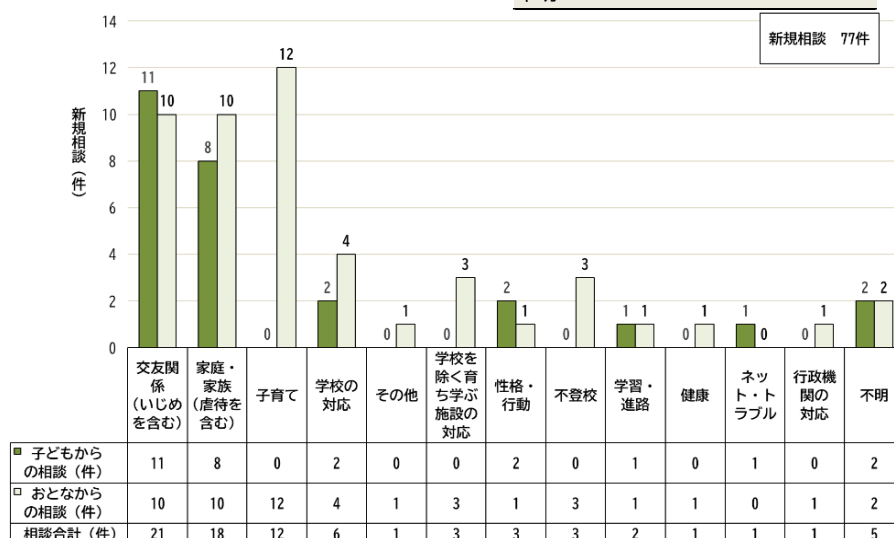
表2 小分類

1	健康
2	性格・行動
3	性
4	差別
5	家庭・家族 (虐待を含む)
6	子育て
7	交友関係 (いじめを含む)
8	不登校
9	学習・進路
10	学校の対応
11	学校を除く育ち学ぶ施設の対応
12	行政機関の対応
13	労働
14	ネット・トラブル
15	その他
	不明

イ 小分類 (図2-2)

子どもからの相談が多かったのは、「交友関係 (いじめを含む)」と「家庭・家族 (虐待を含む)」に関する相談でした。他方、おとなからの相談が多かったのは、「子育て」と「家庭・家族 (虐待を含む)」、「交友関係 (いじめを含む)」に関する相談でした。

前年度と比較して、子どもからの相談は、「交友関係 (いじめを含む)」に関する相談がやや増加し、子ども自身の「性格・行動」に関する相談がやや減少しました。おとなからの相談は、「家庭・家族 (虐待を含む)」「交友関係 (いじめを含む)」「学校を除く育ち学ぶ施設の対応」に関する相談が増加しました。



注) 相談合計 (件) には、不明者からの相談が含まれています (小分類不明: 1件)。

図2-2 小分類 (新規相談件数)

(3) 初回相談者及び対象者の属性

当年度の新規相談（77件）を、初回相談者の属性、初回相談者である子どもの性別や所属別に見ると以下のとおりでした。なお、ここにいる「対象者」とは、相談の中で権利侵害を疑われる子どものことです。

ア 初回相談者の属性（図3）

当年度は子どもからの相談が27件、おとなからの相談が49件でした（そのほか、不明者からの相談が1件です）。前年度よりも子どもからの相談割合は減少（49%→35%）していますが、子どもからの相談件数自体はわずかに増加（25件→27件）しました。

初回相談者の属性をみると、子どもからの相談は全て本人からでした。おとなからの相談はその多くが母親からの相談で、この傾向は前年度から変わっていません。当年度は関係機関からの相談も増加しました。その理由として、関係機関から「ほっとルームを紹介してよいか」という問合せが増えたことが挙げられます。

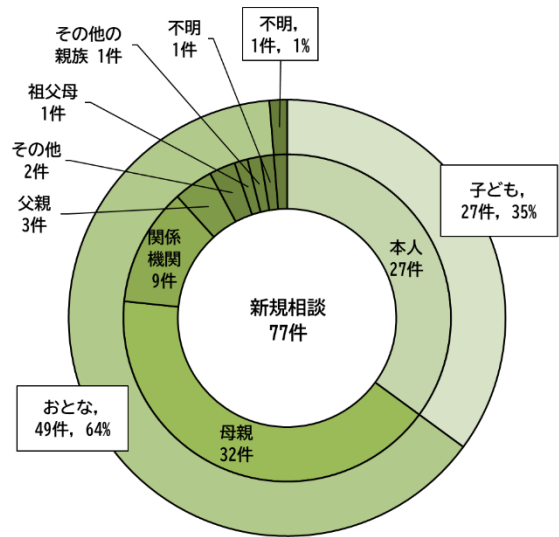


図3 初回相談者の属性(新規相談件数)

イ 初回相談者（子ども）の性別及び所属（図4-1・2）

初回相談者（子ども）の性別については、女性の割合が高い傾向にありましたが、当年度は男性からの相談が増加しました。

初回相談者（子ども）の所属については、前年度と比較して小学校高学年からの相談が増加（8%→22%）し、高校生からの相談が減少（24%→7%）しました。

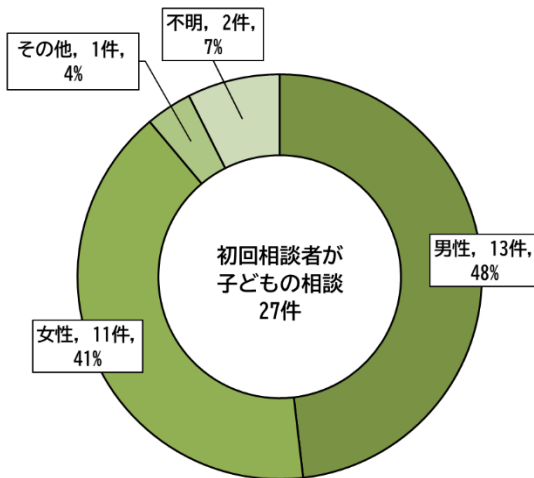


図4-1 初回相談者（子ども）の性別 (新規相談件数)

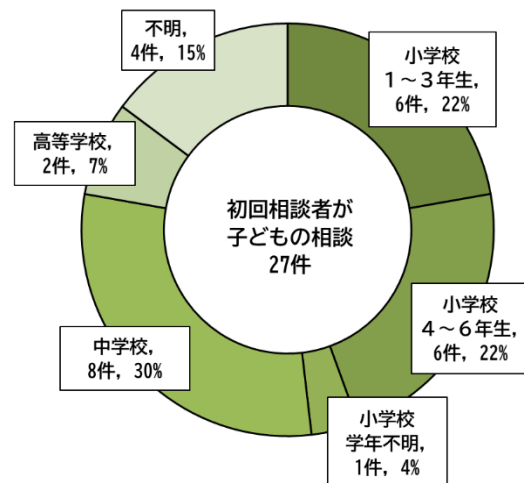


図4-2 初回相談者（子ども）の所属 (新規相談件数)

ウ 対象者の性別及び所属（図5-1・2）

対象者の性別については、女性の割合が高い傾向にありましたが、当年度は男性を対象者とする相談が増加しました（図5-1）。

対象者の所属については、最も多いのは中学生を対象者とする相談で、この傾向は前年度から変わっていません（図5-2）。

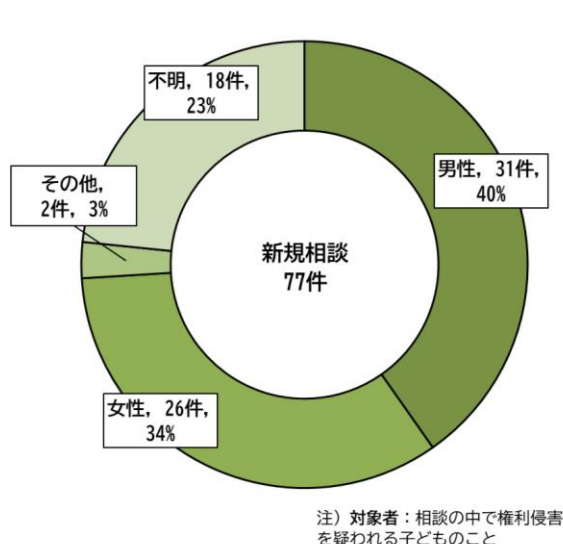


図5-1 対象者の性別（新規相談件数）

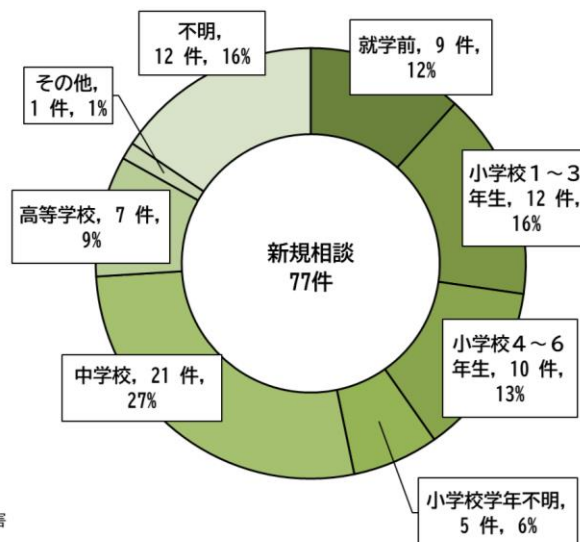


図5-2 対象者の所属（新規相談件数）

（4）相談経路（場所・媒体・方法）

どこで相談室を知ったか（場所）、何によって相談室を知ったか（媒体）、初回相談に何を使ったか（方法）を集計すると以下のとおりでした。

ア どこで相談室を知ったか（場所：図6-1）

相談室を知った場所を確認できたもののみをグラフにしています。学校で相談室を知った方が多く、この傾向は前年度と変わっていません。

その他には、インターネットや病院でほっとルームを知ったという回答がありました。

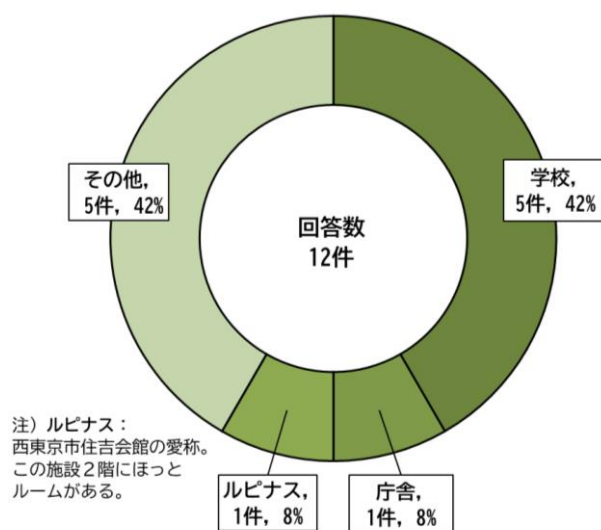


図6-1 どこで相談室を知ったか（場所）

イ 何によって相談室を知ったか（媒体：図6-2）

相談室を知った媒体を確認できたもののみをグラフにしています。相談PRカード・機関紙・インターネットを通じて相談室を知った方が多く、この傾向は前年度と変わっていません。

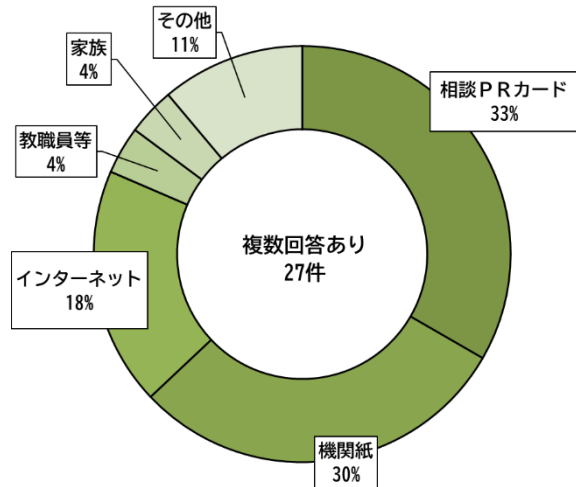


図6-2 何によって相談室を知ったか（媒体）

ウ 初回相談に何を使ったか（方法：図6-3・4）

ほっとルームへの相談方法は、「電話」「面談」「ほっとルーム相談受付フォーム（メール）」「手紙」「ファクス」があります。当年度の新規相談77件のうち子どもからの相談27件及びおとなからの相談49件について、初回相談の方法をグラフにしました（不明者からの相談1件については省略しています）。

前年度以降、面談以外の相談方法の割合が大きく増加しています。理由として、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言等の影響が考えられます。子どもからの初回相談の多くは、電話やメールによるものです。前年度以降、面談による初回相談が大きく減少しており、当年度もこの傾向は変わっていません。おとなからの初回相談の多くは、電話によるものです。前年度以降、面談による初回相談が大きく減少しており、当年度もこの傾向は変わっていません。

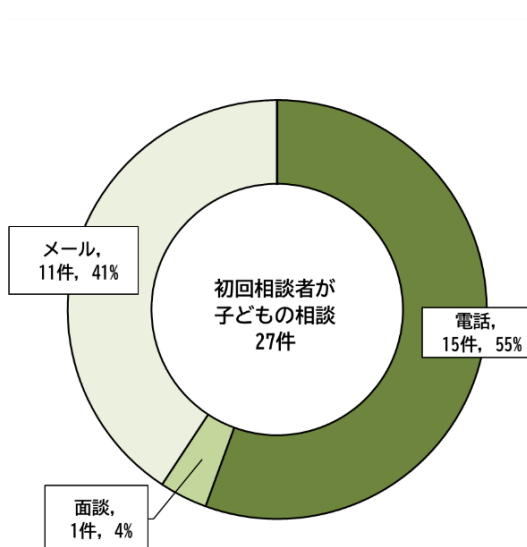


図6-3 初回相談に何を使ったか（方法）—子ども

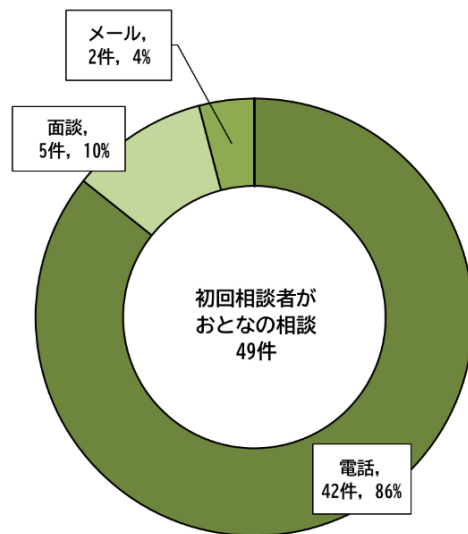


図6-4 初回相談に何を使ったか（方法）—おとな

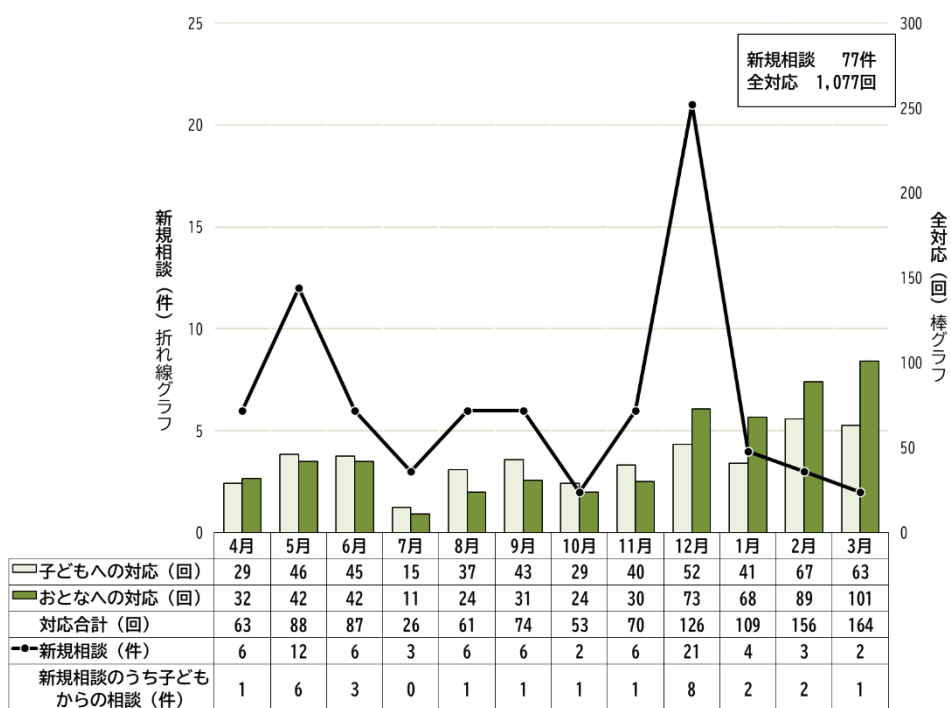
(5) 月別・曜日別・時間帯別

当年度の新規相談（77件）及び全対応（1,077回）を、月別・曜日別・時間帯別に見ると以下のとおりでした。

ア 月別（図7）

当年度、新規相談が多かったのは5月と12月でした。前年度、新規相談が多かったのは6月・9月・3月でした。開室以降、年度によって新規相談の多い月は変動しており、特定の傾向は今のところ見られません。

当年度、対応回数が多かったのは12月・2月・3月で、12月から年度末にかけて対応回数が増加しました。



注）対応合計（回）には、不明者への対応が含まれています（4月：2回、12月：1回）。

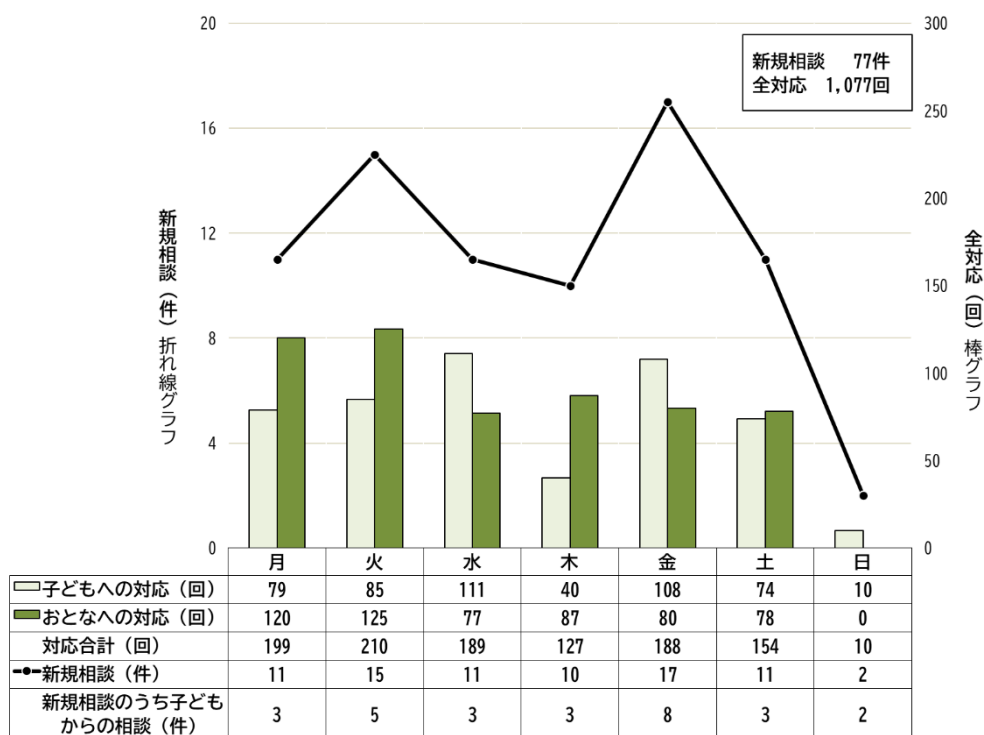
図7 月別（新規相談件数・対応回数）

		年度比較表（月別）													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
子ども	新規相談	2019年度	/	/	/	/	0件	0件	0件	1件	0件	10件	2件	0件	13件
		2020年度	1件	0件	8件	4件	1件	4件	1件	2件	0件	1件	2件	1件	25件
		2021年度	1件	6件	3件	0件	1件	1件	1件	1件	8件	2件	2件	1件	27件
	対応回数	2019年度	/	/	/	/	3回	3回	2回	1回	1回	16回	12回	2回	40回
		2020年度	4回	0回	39回	39回	30回	12回	6回	13回	32回	16回	16回	19回	226回
		2021年度	29回	46回	45回	15回	37回	43回	29回	40回	52回	41回	67回	63回	507回
おとな	新規相談	2019年度	/	/	/	/	3件	1件	2件	6件	3件	2件	3件	0件	20件
		2020年度	1件	0件	3件	1件	1件	5件	4件	1件	3件	1件	0件	6件	26件
		2021年度	5件	6件	3件	3件	5件	5件	1件	5件	12件	2件	1件	1件	49件
	対応回数	2019年度	/	/	/	/	16回	7回	6回	32回	25回	10回	52回	11回	159回
		2020年度	8回	0回	11回	19回	31回	43回	59回	25回	38回	28回	39回	36回	337回
		2021年度	32回	42回	42回	11回	24回	31回	24回	30回	73回	68回	89回	101回	567回

イ 曜日別（図8）

当年度、新規相談件数の多かった曜日は火曜日と金曜日でした。

当年度、対応回数は水曜日と土曜日がやや少ないものの、目立った偏りはありませんでした。他方で、子どもへの対応回数は、他の曜日と比較して木曜日に減少していました。日曜日は閉室日であり、当年度は相談メールの受信のみの回数となります。



注) 日曜日は閉室しており、新規相談及び対応は相談メールの受信のみです。
注) 対応合計 (回) には、不明者への対応が含まれています (水: 1回、土: 2回)。

図8 曜日別（新規相談件数・対応回数）

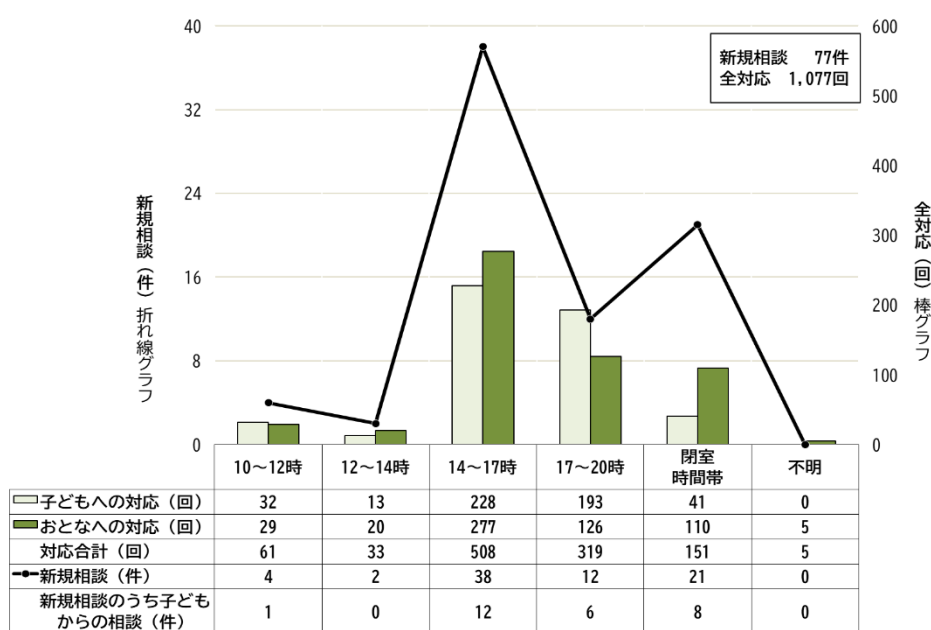
		年度比較表（曜日別）								
		月	火	水	木	金	土	日	計	
子ども	新規相談	2019年度	6件	1件	0件	0件	4件	1件	1件	13件
		2020年度	6件	3件	6件	5件	3件	1件	1件	25件
		2021年度	3件	5件	3件	3件	8件	3件	2件	27件
	対応回数	2019年度	11回	10回	7回	3回	4回	4回	1回	40回
		2020年度	41回	41回	29回	41回	52回	19回	3回	226回
		2021年度	79回	85回	111回	40回	108回	74回	10回	507回
おとな	新規相談	2019年度	5件	4件	1件	4件	4件	0件	2件	20件
		2020年度	5件	5件	4件	3件	5件	4件	0件	26件
		2021年度	8件	10件	7件	7件	9件	8件	0件	49件
	対応回数	2019年度	32回	38回	21回	29回	25回	12回	2回	159回
		2020年度	53回	69回	72回	31回	56回	56回	0回	337回
		2021年度	120回	125回	77回	87回	80回	78回	0回	567回

ウ 時間帯別（図9）

ほっとルームは平日及び土曜日に開室しています。平日（月曜日から金曜日）は14時から20時に、土曜日は10時から16時に相談を受け付けています。

当年度、新規相談の多かった時間帯は、「14～17時」でした（38件/77件中）。子どもからの新規相談も「14～17時」に多く見られました（12件/27件中）。この傾向は開室以降一貫しています。前年度と同様、閉室時間帯にメール相談フォームから寄せられた新規相談が比較的大きな割合を占めている点が特徴として挙げられます（10件/77件中）。

当年度、対応の多かった時間帯は「14～17時」（47%）であり、次いで「17～20時」（30%）でした。この傾向は開室以降一貫しています。



注）午前中～14時の相談対応は、原則として土曜日のみ。

注）対応回数（回）には、不明者への対応が含まれています（14時～17時：3回）

図9 時間帯別（新規相談件数・対応回数）

		年度比較表（時間帯別）							
		10～12時	12～14時	14～17時	17～20時	閉室時間帯	不明	計	
子ども	新規相談	2019年度	0件	0件	11件	1件	1件	0件	13件
		2020年度	0件	1件	12件	5件	7件	0件	25件
		2021年度	1件	0件	12件	6件	8件	0件	27件
	対応回数	2019年度	1回	2回	27回	9回	1回	0回	40回
		2020年度	4回	9回	98回	83回	31回	1回	226回
		2021年度	32回	13回	228回	193回	41回	0回	507回
おとな	新規相談	2019年度	0件	3件	12件	3件	1件	1件	20件
		2020年度	1件	2件	15件	6件	2件	0件	26件
		2021年度	3件	2件	26件	5件	13件	0件	49件
	対応回数	2019年度	15回	13回	73回	53回	2回	3回	159回
		2020年度	34回	42回	159回	62回	33回	7回	337回
		2021年度	29回	20回	277回	126回	110回	5回	567回

(6) 相談状況の考察

新規相談について、当年度は子どもからの相談はほぼ横ばいでしたが（前年度 25 件→当年度 27 件）、おとなからの相談が大きく増加しました（前年度 26 件→当年度 49 件）。おとなからの相談の中でも、学校・病院・児童館・児童センターなどの子どもを支援する関係機関や近隣住民からの問合せが前年度に比して増加しました（前年度 2 件→当年度 9 件）。開室から間もなく 3 年になりますが、徐々にほっとルームの認知度が向上してきたことがうかがわれます。子ども条例は、市が子どもへの直接的な支援をするだけでなく、子どもの支援者を支援するよう定めています（子ども条例第 2 章）。ほっとルームもその一員として役割を果たしていきたいと考えています。

当年度は子どもへの対応が特に大きく増加しました（前年度 226 回→当年度 507 回）。子どもから継続して相談を受けるケースが増えており、一つのケースに対する対応回数が増加したことが理由として挙げられます。また、おとなへの対応も増加しました（前年度 337 回→当年度 567 回）。特に 12 月以降 3 月にかけての対応が増えました。これは、年度末にかけて関係機関との調整のための対応が増加したことが理由です。

相談内容について、子どもからの相談で多かったのは、「交友関係（いじめを含む）」と「家庭・家族（虐待を含む）」に関するものでした。前年度は、子ども自身の「性格・行動」に関する相談が増加しましたが、当年度は一転してやや減少しました。相談内容は、初回相談時の主訴を基準としてカウントしていますが、実際の相談では、複数の主訴にまたがる場合が多くあります。新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言等が明け、対外的な活動が再開されるとともに、初回相談の主訴が自身の内面に関するものから、対人関係を含むものへと変化したことがうかがわれます。また、おとなからの相談で最も多いのは、例年同様、「子育て」に関するものでした。当年度は「家庭・家族（虐待を含む）」「交友関係（いじめを含む）」「学校を除く育ち学ぶ施設の対応」に関する相談が増加しました。

2 事例報告（相談・調整活動の実際）

「子どもの最善の利益」の視点から、令和3（2021）年度に対応した事例を整理し、紹介します。プライバシー保護のため、複数の事例を組み合わせ、内容を一部変更して作成した架空の事例です。

事例1

【はじめに】

子どもの権利を守り、子どもの最善の利益を目指すために行う「相談」には、2つの方向性が考えられます。一つは課題解決型支援です。これは特定の課題を解決することを目指すもので、具体的な課題に対する具体的な解決方法を展開する支援です。もう一つは、伴走型支援です。これは、相談者とながら続けることを目指しながら、「困ったことを何とか処理するためにどうするか」を考える前に「子どもたちの心に何が起きているのか」をじっくりと話を聞きながら立ち止まって一緒に考え伴走していく支援です。一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め、子どもたちの権利を守り、自立的な生を支える支援です。

昨年度の活動報告事例1では、継続相談の対応と方法について記しました。今年度は、相談の課題解決型支援と伴走型支援についてまとめていきます。

【課題解決型支援】

ケース①

幼児の子どもをもつAさんから相談がありました。相談内容は、当市に引っ越してきて「保育園に子どもを預けていますが、前保育園で可能だったパンツでの生活を許可してもらえませんでした。家ではパンツで過ごしているのですが、どうしたらいいですか？」でした。保育園に預けている子には上の兄弟がいて、その影響もあってなのか月齢にしては早くトイレに興味を持ち始めていることや前保育園の先生にも相談しながらトイレトレーニング（以下「トイレ」といいます。）を進めてきたことが分かってきました。しかし、ある日遊びに夢中になっていたためお漏らしをしてしまい、相談内容の状態になってしまったのだそうです。Aさんは「先生の忙しさも分かるし、子どもも失敗することもあると思うのですが、やる気を削ぐのはどうなんだろうか、オムツで生活をしていたら家でもそうなるのではないかと心配しているんです」と話しました。そのままお話を聞いていると、「このままトイレを続けていくのは悪いことではないですよ？」と保育園を転園したこともあり、トイレについて不安になっていることが語られました。子どもの意思を尊重されているのであれば、そのまま進めていけばよいのではないかと思うと伝えると、安心した様子になりその日の電話は終了しました。後日Aさんから連絡があり、「結局、園での対応に関しては解消できなかったんですけど、家で楽しみながら進めていきたいと思えます」と明るいついで報告があり、相談が終了しました。

<ケース①を振り返って>

課題の奥にある不安を言葉にしたことで客観的に自身を見つめ、保育園の方針に対する不満を自らの中に収めて行ったケースです。課題解決型支援ですが、問題が問題でなくなっていました。「問題だと思うから問題であり、相談者は自らが解決することのできる資産を持っている」ことを信じる専門員の姿勢が対話を作りだし、課題解決を導きました。

ケース②

Bさんは「3歳の子どもが遊具の順番を待っていたお友だちより先に使ってしまったトラブルになりました。もう3歳になるのに、どうしたらいいでしょうか?」とほっとルームに電話をしました。トラブルになった友だちというのは近所で知り合った年齢の近い子だそうです。「いつも一緒に遊んでいるのに、そんなことが繰り返しあって」と話があったので、普段の様子も聞いていきました。その中で、「子どもの発達のことも気になっています」という話も出てきたので、児童発達支援センターひいらぎ（旧こどもの発達センターひいらぎ）へ繋ぐことを考えました。しかし、くまずはお子さんが遊んでいる様子を、子育てひろば（以下「ひろば」といいます。）のスタッフにも観察してもらって、意見を聞いてみるのはどうですか?と提案したところ「そうしてみます」とBさんは数日のうちにひろばへ行きました。ひろばのスタッフからは『発達のことで気になることはないようです』『自分で考えてやり通すお子さんですね』『友だちとのトラブルになってしまったけれど、もしかしたらずっと乗りたい気持ちを我慢していて、やっと表現できたのかもしれないですね』という話があり、Bさんは安心しました。そして、「話をしたことで自分の気持ちもとてもすっきりしました」とも話しました。「今後は幼稚園の生活が始まるので、その様子をみながらまた相談してもいいですか?」と話したので、〈いつでも大丈夫ですよ、待っていますね〉と伝えて終了しました。

<ケース②を振り返って>

児童発達支援センターひいらぎ、保健所、子ども家庭支援センターのどかと連携を取りながら課題解決に向けて進んだケースです。主観的な子どもに対する不安を、多職種の支援者の助言を受けることによって安心と自らの子育てについての肯定感を得ることができました。子育てに不安はつきものですが、問題の解決は、こうしたことを様々な周りの人に相談し、助けてもらうことで解決できることを伝えていきました。課題解決型支援と分類しましたが、「不安」に対して丁寧に寄り添い伴走することによって解決に至りました。

【伴走型支援】

ケース③

Cさんの母親Dさんから「高校生の息子が卒業できないかもしれない。息子には私が心配していることが伝わらないみたい」と切羽つまった様子で電話がありました。その後、母子で面談をすることになり、DさんがCさんを連れて来室したので、Dさんの面談担当者（以下「親担」といいます。）とCさんの面談担当者（以下「子担」といいます。）とで別々に話を聞きました。Cさんは、「母が自分のことを気にかけていることには感謝していますが、感情的に話をされたり、何度も言われたりすることに困惑しているんです」と気持ちも話しました。進路については、Cさんなりに危機感を持って先生に相談をしつつ進めている様子でした。一方、Dさんの面談では、学校のことやCさんの発達のことなど幼少期から気になっていたことが話題の中心でした。次第にDさん・親担との面談と別にCさん・子担で隔週程度のペースで面談の約束をするようになりました。そのころ、Dさんは家庭や学校の様子など様々な話題を話しながら「同じことを注意してるんです。それに、テレビばかり見ているのも気になって…」と繰り返し訴えていました。親担はその気持ちを受け止めながら、一緒に考えていきました。次第に間隔をあけながら継続して面談をしていると、「Cが『ご飯がおいしい』って言うてくれて嬉しかったです」などDさんがよかったと感じたことを話すことや笑顔が増えてきました。一方、Cさんの面談では、子担から学校行事のタイミングやCさんの様子に応じて、時折学校や進路のことなどについても話題にしましたが、話題の中心は好きなアニメなどのことでした。Cさんが好きな作品について話した時には、どうして面白いと感じるのか、興味や関心がどういったところにあるのかについてよく話しました。また、受験生という制限の中で、今やりたいことができないという葛藤を受け止めることもあり、時には将来やってみたいことを話すこともありました。Cさんは環境と折り合いをつけながら、周囲の力を借りつつも自分の力で一つひとつのステップをクリアしていきました。そして、無事に高校を卒業し、大学への進学が決まったことを機に相談は終結しました。一方、親担はDさんが今後も安心して相談できるようにするために、Dさんの承諾を得ながら年度末にかけて次の機関との連携を進めていきました。そして、次の相談機関へ相談できるようになり、Dさんのほっとルームでの相談も終結しました。

<ケース③を振り返って>

親の主訴と子どもの主訴が違う中で、親担、子担と分け、親の主訴に引っ張られずに目の前の子どものペースや話したいことに寄り添い、子ども本人のペースと生きる意欲を失わないように生活を支えたケースです。母親は人の気持ちの分かる子に育てほしいという思いがありますが、目の前の子どもの持ち味について親担とじっくりと考えていきました。おとなと子どもの見方の違いによって問題が生じ、それが子どもの権利侵害につながることもあります。このケースは親と子を分け、親もゆとりを

取り戻し、子どもは自らの進路を自分で決めることができ、親もそれを支えるようになりました。

ケース④

中学生のEさんの親であるFさんから「娘の身体症状が治らないので、いい病院はありませんか？」とメールで相談がありました。詳しく話を伺いたいと面談を提案すると、「Eと一緒にいきます」と来談することになりました。面談開始当初は2人一緒に面談をして、それぞれから今までの学校の様子や通院歴、家族のことなどを聞いていきました。この内容を受けて、Fさんには適宜病院の情報を提供し、Eさんには定期的な面談を提案しました。Eさんとの面談では、開始当初は身体症状もあるし、相手の気持ちも気にしてしまうことが話のところどころに出てきました。しかし、次第にペットの話やアイドルの話、小学校や中学校のクラスでの様子なども話題にあがるようになりました。そのような中、「給食を食べるのが遅くて大変だった」ことや「一緒にグループにいる子が苦手だな」と感じていたこと、現在はあまり登校できていないので学校に行くことにもエネルギーを使うと感じていることなどEさんが感じてきたことも節々に話されるようになってきています。また、話題によって表情の変化も見られるようになってきており、楽しいことと悩みごとの話を行ったり来たりしながら、今も面談を継続しています。

<ケース④を振り返って>

ずっと身体症状が治らず、学校へも行けないことを主訴に親子で来談したケースです。病院へ行きましたが身体症状は相変わらずです。身体症状と言う問題解決を焦らずに本人の話したいことを聴いていくと、学校の話等次々と様々な話題が出てきました。抑え込んでいる自身の話したいことを吐露することで楽になるため、つながっているケースだと思われます。対話を続けることの大事さを現しています。対話の目的は「対話を続ける」ことです。相手を変えること、何かを決めること、結論を出すことではありません。その中で、相手の自己肯定感が上がり心と体が一致した行動をとれるようになることが期待されます。

【事例1を振り返って】

たくさんの相談を受け、子どもの権利という視点から取り組んできました。私たちおとながどれほど子どもたちの権利を意識的ではないにしろ、はく奪しているかに気付かされることがあります。心をかけて心を使って対話することを忘れていないかと思えます。様々な日常の話や、雑談の中で、それが自己理解としてまとまっていくのにとっても時間がかかります。本人の気付いていない心の奥の主訴をとらえながら、それでもよりよく生きて行こう、よくなりたいたいという本人を支えていくこととなります。現在、支援の在り方として伴走型支援の重要性が言われています。専門員

は、はっきりしない中でも話していいと子ども自身に思ってもらえるよう焦らずに伴走します。課題解決型支援はともすれば子どもを置き去りに私たちの良かれと思う方向を押し付け、本来の子どもたちの成長する力を奪ってしまうことがあります。子どもの権利として意見表明権をととても大切にしているのは、こうした間違いが起こらないためであると思います。子どもに関わる全てのおとなが、子どもたちがよりよく生きられるための対話を続け、心かけた豊かな関係性を取り戻していくことが必要なのではないでしょうか。

事例2

【相談内容と経過】

小学校6年生のGさんからメールで相談がありました。相談の内容は担任の先生がいつも怒っている気がして顔色をうかがってしまう、そのせいで学校を休んだというものでした。もう少し詳しく話を聞いて、どうしたらいいか一緒に考えたい、と専門員はメールで返信しました。数日後、Gさんはほっとルームに来談しました。Gさんは最初、専門員の様子を見ながら恐る恐る話をしているように見えたが、話をしていくと緊張が解けていく様子が表情から伝わりました。すると、Gさんは担任の先生のことだけでなく、友だちに自分の気持ちを上手に伝えることができずに悩んでいることも話しました。専門員と一緒にGさんが友だちに伝えたいことを整理していくと、Gさんは「今度友だちに電話で伝えてみようと思います」と言いました。また、担任の先生のことについては、不安に思いながらも、登校したいという気持ちが強いことも分かりました。Gさんは、自分が感じている不安を周囲の先生に受け止めてもらえれば安心して学校に通うことができると話しました。このため、専門員は登校できない日が長期化する前に、Gさんの気持ちを学校に伝えることを視野に入れて話を聞きました。しかし、Gさんは自分の気持ちを学校に伝えたいという気持ちがあるのと同時に、それを伝えることで担任の先生が余計に怒ったり、自分のことを嫌ったりするのではないかとという心配もあり、葛藤していました。専門員はGさんの希望が定まるまでゆっくり話を聞きました。そして、Gさんの気持ちや考えが整理できたところで擁護委員との面談を設定しました。

後日、擁護委員と専門員が学校を訪問し、副校長及び担任の先生にGさんの気持ちを伝えました。その時の先生方の様子をGさんに報告すると、Gさんは自分から担任の先生に電話をしたいと言いました。電話では、担任の先生が『そんな気持ちでいたことを知らなくてごめんね』『安心して過ごせるように先生が気をつけるね』と声を掛けてくれ、Gさんも「明日から学校に行こうと思います」と伝えることができました。Gさんとの相談はその後も続きました。しばらく学校を休んでいたことと、友だちや先生に気を遣ってしまうことが重なり、疲れてしまって欠席することも当初はあったようですが、Gさんのペースで登校を続けるうちに、欠席は減少しました。その

ため、Gさんが必要と感じたらいつでも連絡してほしいと伝え、相談は一旦終了となりました。

【事例2を振り返って】

子どもにとって、先生に関する相談をすることは、大きな勇気がいることだと思います。このケースも同様で、子どもは現状をどうにかしたい、学校に行きたいけれど、自分が怖いと感じていることを先生に伝えたら、先生が余計に怒るのではないかと、先生に嫌われたらどうしよう・・・と、とても不安に思っていました。同時に、友だちとの関係についての悩みも重なり、混乱して、どう対応したらよいのかわからない状態になっていたように見えました。ほっとルームでは、子どもが悩みや困りごとについて話す時、解決・解消することを急ぎません。行動に移すことによる「リスク」についても話し合った上で、子どもが自分の気持ちや悩みとじっくり向き合っ、考えを整理するまで寄り添うことを心がけています。相談の主体はあくまでも子ども自身であり、その結果を受け入れるのも子どもだからです。

Gさんは自分の気持ちや考えを専門員と共に整理し、友だちに電話をかけて自分で気持ちを伝えてみると決めることができました。Gさんの勇気は素晴らしいと思います。Gさんにとって成長する機会になったと感じました。

悩みや困りごとが学校の先生に関連するケースでは、子どもとじっくり作戦を練り、学校に気持ちを伝えるか否か、学校に話をするとしたら子ども自身が同席するか、子どもは同席せずに擁護委員と専門員が学校と話し合うか等についても、慎重に検討します。本ケースでは、本人の希望で、擁護委員と専門員が学校に出向き、子どもの気持ちを代弁する形で学校に事情を伝えました。その際の伝え方や優先順位についても、事前に子どもと作戦を練りました。話合いの際は、擁護委員等は子どもの気持ちを代弁する立場ではありますが、「全てを分かっているような気にならない」ことも大切だと思います。おとな同士の話合いの結果を受けて、子ども自身が自分の力で解決・解消に向けた道筋を開くことができるよう、「余白を残す」ような話合いを心がけています。

3 調査活動の状況

当年度は申立てに基づく調査活動はありませんでした。一方で、令和元（2019）年に申し立てられた1件について調査活動を再開しました。この申立ては、子ども110番ピーポくんの家（以下「ピーポくんの家」といいます。）に関わる調査です。前年度に子どもたちからの意見の聞き取りを予定していましたが、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言等の影響で調査を中断していましたが、当年度は以下の日程で、子どもからの意見の聞き取りを実施しました（合計81人）。ご協力いただいた皆様に改めて御礼申し上げます。

第1回	令和3（2021）年8月17日	住吉会館で開催されたサマー子ども教室	4人
第2回	令和3（2021）年8月20日	住吉会館で開催されたサマー子ども教室	11人
第3回	令和3（2021）年11月19日	田無児童館	29人
第4回	令和3（2021）年12月21日	田無柳沢児童センター	37人

聞き取りでは、ピーポくんの家の認知度と、利用に関する意識を聞き取りました。ピーポくんの家の認知度については、①ステッカーを見たことがあるか、②ピーポくんの家という名称を知っているか、③通学路にあるピーポくんの家を何か所知っているかについてアンケートを実施しました。また、ピーポくんの家の利用に関する意識については、ピーポくんの家を利用する可能性がある三つの場面を例示したうえで、目の前にピーポくんの家があったらそのピーポくんの家に「いく」か「いかない」かについて理由を含めて聞き取りました。

（1）聞き取りの結果

ア ピーポくんの家のステッカー及び名称の認知度

ステッカーを見たことがある子どもは81人中81人（100%）でした。また、名称を知っている子どもは81人中76人（94%）でした。ステッカー・名称ともに非常に広く認知されていることが分かります。

イ ピーポくんの家の場所の認知度

通学路でピーポくんの家がどこにあるか1か所でも知っている子どもは81人中42人（52%）で約半数にとどまりました。1か所以上知っていると答えた子どもの内訳は1か所12人、2か所15人、3か所7人、4か所4人、5か所3人、6か所1人でした。

ウ 利用に関する意識

ピーポくんの家を利用する可能性がある三つの場面を例示したうえで、目の前にピーポくんの家があったらそのピーポくんの家に「いく」か「いかない」かについて理由を含めて聞き取りました。

事例1 「下校中に知らない人に声を掛けられた…なんだかつけられている気がして怖い」

ピーポくんの家に「いく」と答えたのは81人中60人（74%）、「いかない」と答えたのは81人中21人（26%）でした。「いかない」との回答のうち主な理由は以下のようなものでした。

・ピーポくんの家も知らない人だから（児童館なら行くという意見あり）

- ・家が近いから
- ・立ち止まっているうちにつかまるから

事例2 「下校中に急にどしゃぶりの雨が降ってきて傘を持っていない」

ピーポくんの家に「いく」と答えたのは81人中33人(41%)、「いかない」と答えたのは81人中48人(59%)でした。「いかない」との回答のうち主な理由は以下のようなものでした。

- ・ピーポくんの家は知らない人から身を守るために行くところだから
- ・危険でないときに行ったら失礼だから
- ・知らない人の家だから(児童館なら行くという意見あり)
- ・ピーポくんの家にいったことがないのでどんなところか分からないから
- ・傘は学校で貸してもらえるから
- ・行く必要がないから ・走って帰るから ・家が近いから
- ・うちの人が心配するから

事例3 「下校中に友だちが転んでひざをすりむいて血が出てしまった」

ピーポくんの家に「いく」と答えたのは81人中51人(63%)、「いかない」と答えたのは81人中30人(37%)でした。「いかない」との回答のうち主な理由は以下のようなものでした。

- ・いつも絆創膏を持ち歩いているから
- ・ティッシュがあるから ・水で洗えばいいから
- ・友だちを送って帰るから ・学校の保健室に戻る

(2) 考察

ピーポくんの家のステッカーを全員が見たことがあり、ピーポくんの家という名称も約9割が知っていました。小規模の調査ではありますが、この活動が子どもたちの間で既に広く認知されていることが分かります。ただし、通学路にあるピーポくんの家の場所を具体的にイメージできる子どもは約半数(52%)でした。本アンケートを実施した場所(住吉会館、田無児童館、田無柳沢児童センター)がピーポくんの家でもあることを考えると、これらの公共施設もまたピーポくんの家であることを伝えることで、より一層認知度を高めることができる可能性があります。また、下校途中に「声かけ・ちかん・つきまとい」をされた際の避難先としてピーポくんの家を利用したいと考える子どもの割合は74%と高いものでした。一方で、下校途中で突然雨が降ってきた際に利用したいと回答した子どもの割合は41%、同じく怪我をした際に利用したいと回答した子どもの割合は63%でした。以上のことから、緊急避難場所であるというピーポくんの家活動の目的も子どもたちに広く知られているといえます。他方で、「声かけ・ちかん・つきまとい」の際にも、ピーポくんの家に「いかない」と回答した子どももいました(26%)。ピーポくんの家と子どもとが顔の分かる関係性がないことや、ピーポくんの家がすぐに駆け込める場所でないことによって利用を差し控える可能性があることが分かりました。

第3 広報・啓発活動の状況

1 子どもへの広報・啓発

- (1) CPTによる出張授業
- (2) 東京経済大学現代法学部ゼミ生とのコラボ事業
- (3) 子ども条例・子ども相談室 ほっとルーム
アンケート集計結果

2 おとなへの広報

- (1) 子ども条例市民講座
- (2) 学校内研修

第3 広報・啓発活動の状況

1 子どもへの広報・啓発

(1) CPTによる出張授業

ほっとルームでは、CPTによる出張授業を実施しています。出張授業は、主として副読本「みんなで学ぼう西東京市子ども条例」(以下「副読本」といいます。)を用いて小学校6年生を対象に実施しています。そのほか、学校からの要望に応じて、小学校6年生以外を対象とした授業や副読本以外の題材を用いた授業も実施しました。

ア 権利とは

副読本の「権利とは」(P3~4)を用いた授業です。全7校で小学校6年生を対象にクラスごとに実施しました。

まず、日頃当たり前に行っていることを想像してもらいました。そして、子どもの権利を、①生きる権利 ②育つ権利 ③守られる権利 ④参加する権利に大きく分類し、当たり前に行っていることがどの権利によって守られているのかについて考えました。

また、公園に一つしかないブランコを利用しているAさんと、そこで並んでいる3人を題材にして、①権利を行使することの大切さ、②権利と権利が衝突したときどうするのか、について具体的に考えました。



東小学校での様子

【子どもたちの感想】

- 自分の意見を言うことはすごく大事なことだと思った。聞く側もしっかり受け止めないと人との関係が良くなれないと思う。
- 権利があるからといって、その権利を使わないことも権利だと思った。今日出た意見だけでも、様々で、自分とも異なることもあったけれど、そのおかげで、社会は回っていると学んだ。だから、他人の意見を否定してはいけないと思った。
- 一人ひとりが権利を持っているため、ときには、権利と権利がぶつかってしまうことがある。一人一人がそのようなトラブルを避けようとするれば不平等なことが起こりにくいと思った。
- 権利の裏に、人間の気持ちがあるから、その両方を大切にしようと思った。

- いろんな人の意見が聞けておもしろかった。自分と違う意見の人でも理由やその人の気持ちになってみると意外と分かってきたりしてよかった。
- この場面を見ると、Aさん（ひとつしかないブランコに乗り続けている子ども）が悪いように見えるけど、もしかすると、理由があるかもしれないというのを、考えなかったのが新しい発見だった。
- クラスでも色々な人が色々な発言をしていたけど、これは「参加する権利」の中の1つだと思いました。
- 自分は、みんな「すぐ交代する」を選ぶと思っていたので少し驚きました。でも、人によって感じ方は異なるし、その人の意見を聞いていると、気持ちが分かるようになりました。
- 僕もいつも我慢して、「どうしてぼくだけ…」とってしまうことが何回もあったけれども、共感する人がいて、ちょっとはうれしかった。

イ 子ども条例

当年度は、近隣3校の保谷中学校、保谷小学校、本町小学校からのご要望で、3校合同学習会を実施しました。各校の小学校代表委員会、中学校生徒会の小学校3年生から中学校2年生が対象でした。学んだ内容を各校で伝えることにより、児童・生徒の人権意識の向上を図り、人権意識の高い地域の醸成をねらいとしたものでした。

子ども条例の前文をカルタにして、子どもの権利を守るために条例がどのようなことを定めているかについて学びました。

日常の中で思い浮かぶ約束（ルール）には、「～してはいけない」という禁止のルールが多いと思いますが、子ども条例には、子どもたちは「～することができる」という約束（ルール）が書かれていることを学びました。

子ども条例の前文では、「子どもは…」「わたしたちは…」「おとなは…」「地域は…」「市は…」と様々な主体が子どもの権利を守るためにすることを定めています。

新型コロナウイルス感染症対策のため、グループでの話し合いはできませんでしたが、それぞれが自分の気に入った一文を選び、発表し合うことで、多くの意見を学びました。



三校合同学習会 小3～中2生

ウ 多数決について

副読本の「西東京市子ども条例」(P5~6)及び「みんながもっている“意見を言う権利”」(P11~12)に関連した内容です。小学校6年生を対象に1校でクラスごとに実施しました。事前打合せで授業の題材を検討し、担任の先生方が授業案を作成しました。CPTは、子ども条例の概要についての説明や、子どもたちの意見へのコメントなど、担任の先生のサポート役として授業に参加しました。



芝久保小学校での様子

エ いじめ予防授業

小学校5年生を対象に1校でクラスごとに実施しました。

クラス対抗リレーの代表選手を決めるくじ引きで選手に選ばれた太郎さん、落選してしまった亮太さん、それを囲むクラスメイトという事例を通じて、いじめについて考えました。

太郎さんの立場だけでなく、亮太さんやクラスメイトの気持ちにもなってもらって、いじめを「する」側と「される」側との間に、気持ちのギャップがあることに気付いてもらうことを目標にしました。そして、「いじめかな?」と考えるよりも、「傷ついているかな?」と考えることが大切であることを伝えました。

最後に、いじめの4層構造を紹介し、それぞれの立場で自分にできることを具体的に考えました。



事例紹介用のイラスト

オ 違いが認められ、自分らしく育つ

中学校3年生と小学校6年生を対象に各1校で実施しました。中学校では、CPTによる授業をリアルタイムに動画で全クラスに配信し、各クラスで実施するワークは担任の先生方と協力しつつ授業を進めました。小学校では、クラスごとにCPTが授業を実施しました。

子ども条例前文に「子どもは、一人ひとりの違いが認められ、自分らしく育つことができます」と定められています。その意味について、「いじめ」及び「セクシュアリ

ティ (SOGI=Sexual Orientation and Gender Identity 性的指向・性自認)」の学習を通じて考えました。

ワークでは、自分の中にも「〇〇だから」という形で、ジェンダーバイアスやアンコンシャスバイアスがあるかどうかを考えました。人間が心理的に多数派に所属していることで安心する傾向があることに加えて、それぞれの心の中にあるバイアスが重なると、誰しもの心の中に少数派を尊重しなくてもいいという考えが生まれる可能性があることを伝えました。

また、もし自分が少数派だったら、もし自分の個性が尊重されなかったら、どういう気持ちかを考えてもらい、誰にとっても安心安全な学校であるためにどうしたら良いか考えました。

【子どもたちの感想】

- 人には一人ひとり個性があり、それは良いことだと思った。今回の授業でLGBTを学び、もともと偏見などはあまりなかったが、知ることによって理解することができた。もし、そのような人が周りにいても、私は何も変わらず、今まで通りでいたいと思う。偏見や差別が減るのは時間がかかると思うが、まずは自分から、自分の周りから、間違った差別や偏見を無くそうと思った。大切なのは自分の考えを尊重することだが、その考えがもし間違っているのなら考え直す必要があると学んだ。
- 良く考えてみたら、「～だから」という偏見をたくさん言っていました。自分は一人ひとりを大事にしていると思ってしまっていたけど全然できていなくて驚きました。これからは少数派の人の意見もしっかり聞いて理解して、今までよりもっと一人ひとりを尊重したいと思いました。
- 今日の授業を振り返って、改めて相手の想いや考え方を認めることが大切なのだと思います。人に対して自分の考えを押し付けたりせずに双方の考えを話し合うことも大切だと思います。〇〇だからとかいう偏見を無くして過ごしたいです。今日学んだことをこれからに活かしたいです。

(2) 東京経済大学現代法学部ゼミ生とのコラボ事業

ア みんなで学ぼう西東京市子ども条例（副読本）指導書

子ども条例副読本は、小学校6年生が授業で子ども条例を学ぶために、令和元(2019)年度に作成されました。作成にあたっては、東京経済大学現代法学部野村ゼミの皆さんに携わっていただきました。

そして、この副読本を活用して授業を行うための副読本指導書（以下「指導書」といいます。）は、東京経済大学現代法学部野村ゼミの皆さんに作成に携わっていただき、令和2（2020）年度から作成をはじめ、当年度に完成しました。

指導書は、第1部「副読本授業案」と第2部「基本理論」の2部構成となっています。第1部には、発問や事例、学習プリントを載せています。これらを素材にしなが、子どもたちに合わせて展開することを想定しています。

作成にあたっては、学生が作成した指導書案による模擬授業を指導主事が行い、他の教科の指導書等も参考にしうえて、学習指導要領に基づく文言や学習指導案に寄せたレイアウトを使用するなど、授業をする教職員にとって活用しやすいように細部にわたって修正を重ね完成に至りました。

この指導書は、令和4年度の授業から小学校で活用できるよう、令和4（2022）年度初めに副読本と合わせて市内全小学校に配布しています。

副読本指導書



特集号



イ ほっとルーム通信 いじめ特集号

ほっとルーム通信 子ども条例特集号（以下「特集号」といいます。）は、子ども条例を小学生にも分かりやすい内容とすることを目標として作成しました。そして、特に子どもに伝えたいことをテーマに、東京経済大学現代法学部野村ゼミの皆さんが作成に携わっていただきました。

当年度は「いじめ」をテーマとして、「SNS」等の事例を掲載し、子どもたちにとって身近で、分かりやすい言葉を使って読みやすいように工夫しました。学生は、3班に分かれてそれぞれ特集号の原案を作成しプレゼンテーションをしました。学生、野村CPT、子ども相談係の投票で選ばれた班の原案を基に特集号を作成し、市内の小・中学校等、関係機関に配布しました。いじめ特集号を読んだという、子どもたちの声もほっとルームに届きました。今後もより多くの子どもたちに、子ども条例を理解してもらえよう、普及啓発を行っていきます。

野村ゼミのみなさん



(3) 子ども条例・子ども相談室 ほっとルームアンケート集計結果

市立中学校1年生の生徒を対象に、西東京市子ども条例及び西東京市子ども相談室ほっとルームの認知度等を定点的に測り、その結果を基に普及啓発における課題を整理し、取組に反映するために、本アンケートを実施しました。

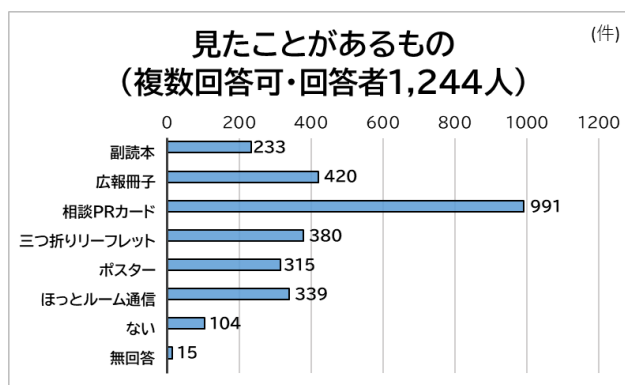
アンケート実施期間は、令和4年2月1日から令和4年2月15日までです。当年度の集計結果は以下のとおりです。

※その設問における回答者の数を「回答者数(人)」、設問内の各選択肢を選んだ回答者の数を「回答数(件)」としています。

質問1 見たことがあるものはどれですか。

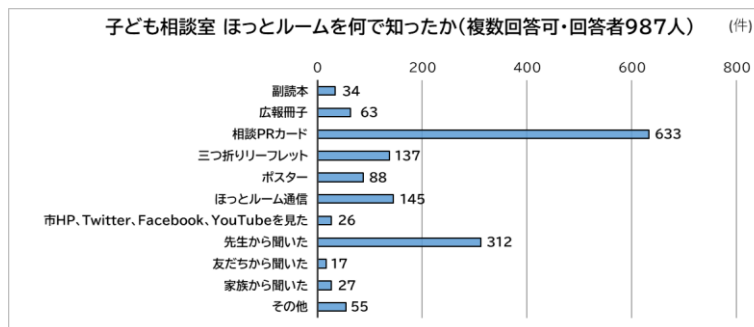
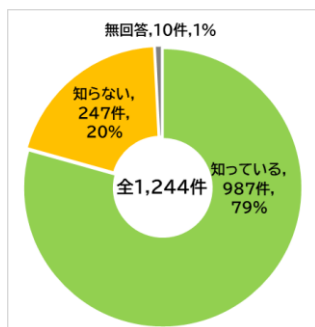
回答者の約8割が相談PRカードを見たことがある一方で、他の啓発品は3割前後の認知度にとどまっています。

相談PRカードの配布時期が前年の12月初旬であり、アンケートの実施と配布の時期の近さによる影響も考慮する必要があると思われます。



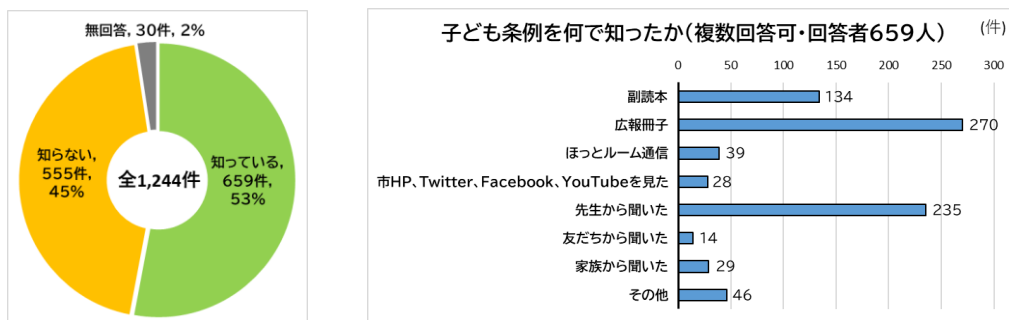
質問2 ほっとルームは何で知りましたか。

ほっとルームの認知度が約8割であり、相談PRカードが周知に効果的であることがうかがえます。



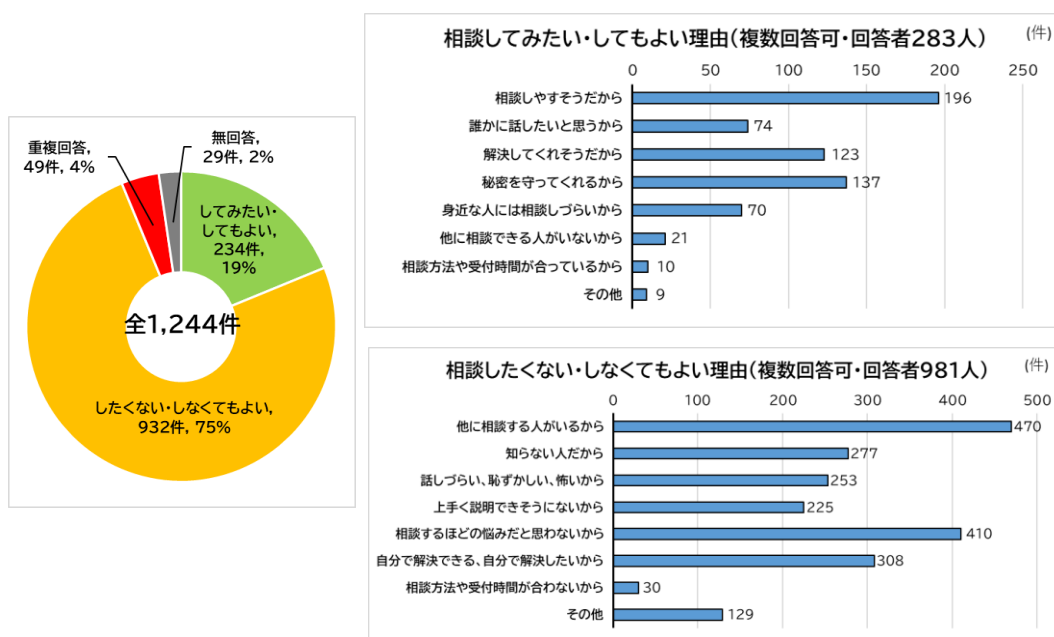
質問3 子ども条例は何で知りましたか。

子ども条例を知っている人は半数を超える程度でした。その多くは、副読本や広報冊子、先生から聞いて知っていました。その他理由として「西東京あったか先生」のポスターで知ったという回答も多くみられました。



質問4 ほっとルームに相談してみたいですか。

相談してみたい・してもよいという人は約2割でした。相談してみたい理由としては「相談しやすそうだから」という回答が最も多く、「秘密を守ってくれるから」「解決してくれそうだから」という回答がそれに続きました。一方、7割強の人が相談したくない・しなくてもよいと回答していましたが、「他に相談する人がいるから」という理由が最も多かったです。次点で「相談するほどの悩みだと思わないから」が続きました。



2 おとなへの広報

(1) 子ども条例市民講座

令和4（2022）年2月5日（土）、コール田無において、子ども条例市民講座を開催しました。

第1部を「子どもの権利擁護委員令和2（2020）年度活動報告会」とし、一年間の活動内容を、擁護委員が事例も交えて説明しました。第2部の座談会では「子どもの居場所と学習支援」と題して、特定非営利活動法人猫の足あと代表岸田久恵様、西東京市立保谷柳沢児童館長、放課後子供教室の所管課である西東京市教育委員会社会教育課職員にご登壇いただきました。これまでのあゆみ、コロナ下における子どもたちの生活の変化などのお話の後、擁護委員と意見交換を行いました。今後の課題の共有や連携をより深めるきっかけの場となりました。

感染対策を万全に講じながらの開催でしたが、関係機関だけでなく一般の方々の参加もありました。

(2) 学校内研修

当年度の教職員向け出張講座は1校でした。

テーマは「副読本を活用した授業について」でした。子どもの権利や子ども条例について、子ども相談室が出張授業をするだけでなく、先生方が、学校教育の中で子どもの権利や子ども条例について授業を行えるよう、副読本は作成されました。先生方には、子ども条例が制定された背景と概要を伝え、副読本が子どもたちに分かりやすいように、子どもの目線に近い若者たちの参加（東京経済大学現代法学部野村ゼミの学生さん）によって完成したこと、そして、これまでほっとルームが行ってきた出張授業を紹介しました。また、学校は子どもが育ち学ぶ施設であり、子ども条例には「子どもを支援する人を支援する」ことが盛り込まれていることを伝え、子ども条例の理解を共に深める機会としました。

第4 その他の活動

- 1 講師派遣や関係機関との連携
- 2 研修・視察

第4 その他の活動

1 講師派遣や関係機関との連携

日付	参加者	内 容
2021 8/17 ~20	野村委員 専門員 事務局	児童青少年課事業 サマー子ども教室に参加
11/19	野村委員 専門員 事務局	田無児童館イベント
11/20	擁護委員	「西東京市公民館だより」1面特集取材
11/21 11/28 12/5	野村委員 専門員	保谷駅前公民館人権講座
11/22	谷川委員	西東京市総合教育会議
12/21	専門員 事務局	田無柳沢児童センターイベント

2 研修・視察

日付	参加者	内 容
2021 4/21	専門員 事務局	東洋大学白山オープンキャンパス講座 (SDGs と子どもの人権 -平和・開発・人権と子どもの参加-)
6/21	専門員	社会福祉法人武蔵野会オンラインセミナー (様々な生きづらさを知る -多様な生き方ができる地域社会の実現)
9/30 10/14	事務局	東京経済大学現代法学部野村ゼミ (いじめについて)
11/6 ~7	専門員 事務局	子どもの権利条約フォーラム 2021in かわさき
11/19 11/26	専門員	子ども家庭支援センター 児童虐待防止要保護児童対 策地域協議会テーマ別研修①②
11/27	専門員	子どもの権利条約総合研究所研究会
11/30	専門員	CPTによる研修 ひきこもり支援について
2022 1/12	谷川委員 専門員	住吉小学校放課後子供教室(学校施設開放)見学 保谷柳沢児童館訪問
1/13	谷川委員 専門員	社会福祉協議会ほっとネットステーション見学 猫の足あと見学

一年を振り返って

みんなが持つてる“意見を言う権利”



子どもの権利擁護委員（CPT） 井利 由利

「子どもの最善の利益を守る」。子どもの権利条約の中でも、この第3条は、子どもたちにとってとても大切な、そして当たり前の権利です。子どもの最善の利益は子どもの思い、考え、意見の延長線上にあり、これを尊重することが何よりも大切です。おとなはこうすればよい、こうすることが子どものためになると考え、それを実行しようとしています。たくさん子どもたちの話を聴いていると、おとなの思いと子どもの思いにずれがあることがあります。ほっとルームでは、子どもを決して置き去りにしないように心がけてきました。子どもたちは自分の思いや意見を持っています。それが出てこないのは、子どもたちがおとなに気を使って遠慮していたり、こんなことは、言っただけいけないことだという規範意識があって言葉にできないからです。子どもがちょっと極端な考えになっているときには、そうしたネガティブな思いを言葉にすることで、子どもたちは、感情的ではなく理性的に物事を見て現実と折り合いをつけていきます。これはおとなも同じです。そのためにはきちんと“聴く人”がいなければなりません。この1年、私は、ちゃんと話を聴くことができたでしょうか？

今年度もまた、皆さんとの出会いをとっても楽しみにしています。

「いじめはなくせるのだろうか」という永遠の問いに向き合う



子どもの権利擁護委員（CPT） 谷川由起子

文部科学省・令和2年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、平成26年度から増加が続いていた「いじめの認知件数」が大幅に減少しました。文部科学省は、減少の背景として、コロナ禍の影響で児童生徒の間の物理的距離が広がったこと、集団活動が制限されたこと、学校の一斉休業等があったこと、新型コロナウイルス感染症拡大による偏見や差別を予防・防止する教育活動が行われたこと等を挙げています。調査結果を成果や改善にとらえず、いじめの潜在化により一層注意して、いじめ予防・防止・対応を進めていかなければいけないと思います。

ほっとルームでは、西東京市子ども条例や子どもの人権、いじめ予防等をテーマに、学校で出張授業をおこなっています。今年度もたくさんの学校・学級で子どもたちに出会うことができました。学校のIT化が進んだおかげで、全校一斉授業を実施する

機会にも恵まれました。ある小学校で、授業の後にひとりの児童が私に「持ち物を隠されたりしたことがあるんです」と声をかけてくれました。「そんなことがあったんだね、悲しかったり、困ったりしたでしょう？その時はどうしたの？」と聞くと「自分で何とかしました」、「その後は？」との問いには「何とか大丈夫です」とのこと。「何かあったらほっとルームに連絡してね、一緒に考えるよ」と伝えると「はい、電話します」と言ってくれました。この日以降、学校に出向く度に、「私の授業は、いじめをひとつでも減らすことにつながっているのだろうか」と考えるようになりました。

「いじめはなくせる／なくせない」と考えるとうまく答えが出ませんが、でも、減らすことはできると信じています。西東京市子ども条例を西東京市で育ち学ぶ子どもたちの「お守り」にして、「誰もいじめられてはならない」と伝え続けること、一方で、傷ついたり困ったりして相談してくれた子どもたちと一緒に考えること、この両方を地道に着実に続けていきたいと思っています。

参考資料

西東京市子ども条例

西東京市子ども条例施行規則

広報・啓発品

西東京市子ども条例

平成30年9月19日条例第28号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 子どもの生活の場における支援と支援者への支援（第5条—第7条）

第3章 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進（第8条—第14条）

第4章 子どもの相談・救済（第15条—第23条）

第5章 子ども施策の推進と検証（第24条—第26条）

第6章 雑則（第27条）

附則

わたしたちは、まち全体で子どもの育ちを支える、子どもにやさしい西東京をもとにつくっていきます。

わたしたちは、子どもが失敗や間違いをしてもやり直し、成長できるまちにしていけます。

わたしたちは、子どもが家庭・園・学校・地域の一員、西東京の一員として位置づけられ、その役割が果たせるまちにしていけます。

わたしたちは、とりわけ困難な状況にある子どもや多様な背景をもつ子どもの尊厳や参加を大切にすまことにしていけます。

子どもは、一人ひとりが人間として、その人格や権利が大切にされます。乳幼児は、特別な保護の対象であるとともに、その発達しつつある能力に応じて自分の権利を行使する資格をもっています。

子どもは、いじめ、虐待、貧困等の困難な状況について、まち全体で取り組まれ、

そのいのちが大切に守られます。

子どもは、一人ひとりの違いが認められ、自分らしく育つことができます。

子どもは、その最善の利益が第一義的に考慮されます。

子どもは、自分の意見を自由に表明することができ、自分にかかわることやまちづくり等に参加することができます。

おとなは、子どもに寄り添いながら、子どもが遊び、学び、その他の活動ができるよう、子どもの育ちを支えます。

おとなは、子どもが安心して自分の思いや考えを十分に伝えられるよう、子どもと向き合って意見を聴きます。

地域は、子どもの育ちを支えることで、子どもと市民のふれ合いをすすめ、子どもが安心して生きていくことができるよう支援していきます。

市は、子どもが生まれてからの切れ目のない支援をすすめます。

わたしたちは、世界の約束事である児童の権利に関する条約、そして、日本国憲法・児童福祉法等の趣旨を踏まえ、この条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、今と未来を生きる全ての子どもが健やかに育つ環境を整えるため、その理念を共有し、制度を整え、西東京市（以下「市」といいます。）全体で子どもの育ちを支えていくことを目的とします。

（言葉の意味）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる言葉の意味は、当該各号に定めるところによります。

（1）子ども 市内に在住、在勤、在学

その他市内で活動する18歳未満の全ての者をいいます。ただし、これらの者と同等にこの条例が適用されることがふさわしいと認められる者を含みます。

(2) 保護者 親、里親その他親に代わり養育する者をいいます。

(3) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学をする者又は市内で市民活動を行う団体をいいます。

(4) 育ち学ぶ施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

（市等の役割）

第3条 市は、全ての子どもがその命を大切にされ、健やかに育つことができるよう、子どもの意見を尊重し、その最善の利益を考慮して、子どもに関わる施策を総合的に実施しなければなりません。

2 保護者は、子育てについて、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号。以下「条約」といいます。）に規定する第一義的な責任を負うことを自覚し、必要に応じて市、育ち学ぶ施設の関係者等の支援を活用しながら、子どもが健やかに育つよう努めるものとしします。

3 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが主体性を持ち、学び、成長するよう支援に努めるものとしします。

4 市民は、地域の中で子どもが育つことを認識し、子どもの健やかな育ちのために協力するよう努めるものとしします。

5 事業者は、事業活動を行う中で、子どもが健やかに育つことができ、保護者が子育てに取り組むことができる環境を作るため、配慮するよう努めるものとしします。

（連携）

第4条 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、お互いに連携・協働して子どもの育ちを支援するものとしします。

2 市は、国、東京都、他の地方公共団体等と協力して、子どもに関する施策を実施し、子どもの育ちを支援するものとしします。

第2章 子どもの生活の場における支援と支援者への支援

（保護者と家庭への支援）

第5条 保護者は、家庭において安心して子育てができるよう、及び子どもの健やかな育ちのために市等から必要な支援を受けることができます。

2 市は、子どもが健やかに養育されるように、保護者が第3条第2項に規定する役割を認識し、安心して子育てに取り組むことができるよう必要な支援に努めなければなりません。

3 育ち学ぶ施設の関係者及び市民は、保護者が家庭において安心して子育てができるよう、協力して、支援に努めなければなりません。

（育ち学ぶ施設とその職員への支援）

第6条 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの健やかな育ちに取り組むために必要な支援を受けることができます。

2 市並びに育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、育ち学ぶ施設の職員が子どもの健やかな育ちに取り組むことができるよう必要な支援に努めなければなら

りません。

- 3 保護者及び市民は、育ち学ぶ施設の関係者が第3条第3項に規定する役割を果たすことができるよう対等な立場で協力するよう努めなければなりません。

(地域と市民への支援)

第7条 市民は、地域において子どもが健やかに育つよう必要な支援を受けることができます。

- 2 市、市民及び事業者は、第3条第1項、第4項及び第5項に規定する役割を認識し、地域において、子どもが安全に安心して過ごし、地域の一員として生活できる地域づくりに努めなければなりません。

- 3 市は、市民が行う子どもの健やかな育ちのための活動に対して必要な支援に努めなければなりません。

第3章 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進

(虐待の防止)

第8条 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもが虐待を受けることなく、健やかに育ち、安心して暮らせるよう努めるものとします。

- 2 市は、子どもに対する虐待の予防及び早期発見に取り組むものとします。

- 3 育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもが虐待を受けないよう配慮するとともに、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市その他関係機関に通報しなければなりません。

- 4 市は、虐待を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うものとします。

(いじめその他の権利侵害への対応)

第9条 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもがいじめその他の権利侵害を受けることなく、安心して生活し学ぶことができるよう努めるものとします。

- 2 市は、子どもに対するいじめその他の権利侵害の予防及び早期発見に取り組むものとします。

- 3 市及び育ち学ぶ施設の関係者は、いじめその他の権利侵害を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うものとします。

- 4 市及び育ち学ぶ施設の関係者は、いじめその他の権利侵害に関わった子ども等が再びいじめその他の権利侵害に関わらないよう取り組むものとします。

(子どもの貧困の防止)

第10条 市は、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者等と連携・協働して、子どもが安心して過ごし、学び、健やかに育つために、子どもの貧困問題に総合的に取り組むよう努めなければなりません。

(健康と環境)

第11条 市は、子どもの心身の健康の維持及び増進を図るよう努めなければなりません。

- 2 市は、子どもが安全で良好な環境のもとで生きていくことができるよう努めなければなりません。

(子どもの居場所)

第12条 市は、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、及び活動するために必要な居場所作りの推進に努めなければなりません。

2 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもの居場所作りについて、子どもが考え及び意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

(子どもの意見表明や参加)

第13条 市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自らの考えや意見を表明し、参加する機会及び制度を設けるよう努めなければなりません。

2 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもの意見表明及び参加を促進するために、子どもの考え及び意見を尊重し、主体的な活動を支援するよう努めるものとします。

3 市及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの意見表明及び参加を促進するため、子どもが、その意義及び方法について学び、情報を得ることができるよう努めるものとします。

(子どもの権利の普及)

第14条 市は、この条例及び条約に規定する子どもの権利について、子どもその他の市民が学び、理解し、子ども自身が身に付けることができるよう普及に努めなければなりません。

2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが権利を学び、理解し、身に付け、さらに自己及び他者の権利を尊重し合うことができるよう必要な支援に努めるものとします。

3 市は、保護者、育ち学ぶ施設の関係者その他の子どもの育ちに関わる者が子どもの権利について学び、理解することができるよう必要な支援に努めなければなりません。

第4章 子どもの相談・救済

(子どもの権利擁護委員の設置)

第15条 子どもの権利の侵害について、速やかに救済することを目的として、市長の附属機関として、西東京市子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設置します。

(定数と委嘱の基準)

第16条 擁護委員の定数は、3人以内とします。

2 擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識を有する者の中から市長が委嘱します。

(任期)

第17条 擁護委員の任期は3年とし、再任を妨げません。ただし、特別の事情があるときは、その任期中であっても解職することができます。

(相談・調査に関する専門員の設置)

第18条 市長は、擁護委員の職務を補佐するため、相談・調査に関する専門員を置きます。

(擁護委員の職務)

第19条 擁護委員は、相談又は申立てにより、次に掲げる職務を行います。

(1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言及び支援をすること。

(2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること。

(3) 子どもの権利の侵害を救済するための調整及び要請をすること。

(4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。

(5) 子どもの権利の侵害を救済するための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見等の内容を公表すること。

(6) 子どもの権利擁護についての必要な理解を広め、連携を推進するこ

と。

- 2 擁護委員及び相談・調査に関する専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(要請や意見表明の尊重)

第20条 市は、擁護委員からの要請及び意見表明を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとるものとします。

- 2 市以外の者は、要請及び意見表明を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めるものとします。

(擁護委員の独立性の確保と活動への協力)

第21条 市は、擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。

- 2 保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、擁護委員の職務に協力するよう努めるものとします。
- 3 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもが擁護委員への相談等を活用しやすい環境を整えるよう努めるものとします。

(見守り等の支援)

第22条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を救済するための要請等を行った後も、必要に応じて関係機関等と協力しながら、子どもの見守り等の支援を行うことができます。

(活動の報告と公表)

第23条 擁護委員は、毎年度、その活動の内容を市長に報告します。

- 2 市長は、前項の報告を受けたときは、その内容を公表します。

第5章 子ども施策の推進と検証
(推進計画)

第24条 市は、条例に基づいて子どもに関わる施策を進めていくための基本と

なる計画(以下「推進計画」といいます。)を策定します。この場合において、既存の計画であって、推進計画となりえるものがある場合は、これを推進計画に位置付けることができます。

- 2 市は、推進計画を策定する場合には、子どもその他の市民の意見を反映させるよう努めなければなりません。

- 3 市は、推進計画を策定した場合には、速やかにこれを公表し、普及に努めなければなりません。

(推進体制)

第25条 市は、子どもに関わる施策を推進していくため、子ども施策推進本部を設置します。

- 2 子ども施策推進本部は、子どもに関わる施策について対応すべき事項の方向性を決定し、及び調整を図ります。

- 3 市は、特に市民と連携・協働して、子どもに関わる施策を効果的に推進するものとします。

(検証)

第26条 市は、子どもに関する施策を着実に進めていくため、推進計画の実施状況について検証する制度を作り、検証するものとします。この場合において、必要に応じて子どもその他の市民から意見を求めるものとします。

- 2 市は、前項の検証の結果について報告を受けたときは、その内容を尊重し、必要な措置をとるものとします。

第6章 雑則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年10月1日から

施行します。ただし、第4章の規定は、規則で定める日から施行します。(平成31年1月規則第2号で、同31年4月1日から施行)

(準備行為)

- 2 市は、前項ただし書の規則で定める日前においても、擁護委員等の設置に係る事務に関し必要な準備行為を行うことができます。



西東京市子ども条例施行規則

平成30年9月20日規則第28号

改正

平成31年3月29日規則第25号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 西東京市子どもの権利擁護委員（第4条—第15条）
- 第3章 西東京市子ども相談室（第16条・第17条）
- 第4章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、西東京市子ども条例（平成30年西東京市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（条例が適用される子どもの範囲）

第3条 条例第2条第1号ただし書に規定するこれらの者と同等にこの条例が適用されることがふさわしいと認められる者とは、18歳又は19歳の者であつて、次に掲げる者とする。

- （1）18歳未満の者が通学することができる学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校の高等課程又は各種学校（以下「学校等」という。）に通学する市内在住の者
- （2）市内の学校等に通学する市外在住の者
- （3）市外の学校等に通学し、かつ、

市内に存する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童厚生施設を利用する者

（4）市内に存する児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設（児童厚生施設を除く。）に入所している者

（5）前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

第2章 西東京市子どもの権利擁護委員

（兼職の禁止）

第4条 条例第15条に規定する西東京市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」という。）は、国会議員、地方公共団体の議会の議員及び長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 擁護委員は、前項に定めるもののほか、擁護委員の仕事の公平な遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができない。

（相談及び救済の申立て）

第5条 何人も、擁護委員に対し、市内に在住、在勤、在学その他市内で活動する子どもの権利侵害について、文書又は口頭により相談又は救済の申立て（以下「申立て」という。）をすることができる。

2 申立ての受付は、擁護委員又は条例第18条に規定する相談・調査に関する専門員（以下「相談・調査専門員」という。）が行うものとする。

（申立書等）

第6条 申立ては、擁護委員又は相談・調査専門員に申立書（様式第1号）を提出することにより行うものとする。ただし、擁護委員又は相談・調査専門員がや

むを得ないと認める場合は、口頭により行うことができるものとする。

2 前項ただし書の場合において、擁護委員又は相談・調査専門員は、当該申立ての内容を口頭申立記録書（様式第2号）に記録するものとする。

（調査等）

第7条 擁護委員は、申立てがあった場合は、当該申立てについて条例第19条第1項第2号に規定する調査をするものとする。ただし、当該申立てが次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 申立ての内容に虚偽がある場合
- (2) 具体的な権利の侵害が含まれない場合
- (3) 擁護委員及び相談・調査専門員の行為に係るものである場合
- (4) その他調査をすることが必要でない又は適当でないと擁護委員が認める場合

2 擁護委員は、前項ただし書の規定により調査をしない場合は、調査対象外通知書（様式第3号）により、申立てをした者（以下「申立者」という。）に理由を付してその旨を通知するものとする。

（調査の同意）

第8条 擁護委員は、前条第1項の調査をする場合において、当該調査が権利を侵害された子ども又はその保護者からの申立てによる調査でないときは、同意書（様式第4号）により、当該権利を侵害された子ども又はその保護者から調査に係る同意を得なければならない。ただし、当該子どもの生命又は身体の保護を図るために必要がある場合であって、当該子どもの置かれている状

況等から、同意を得ることが困難であると認めるときは、同意を得ずに調査をすることができる。

（調査の実施）

第9条 擁護委員は、必要と認めるときは、市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者等（以下これらを「関係機関等」という。）に調査実施通知書（様式第5号）により通知した上で、その施設に立ち入って調査をし、又は当該関係機関等に説明若しくは文書の提出を求めることができるものとする。ただし、市及び市立の育ち学ぶ施設以外の関係機関等の施設に立ち入って調査をする場合は、当該関係機関等の同意を得なければならない。

（調査の中止等）

第10条 擁護委員は、調査の開始後に、第7条第1項各号のいずれかに該当することとなったときその他調査の必要がないと認めるときは、調査を中止することができるものとする。

2 前項の場合において、申立者、第8条の規定による同意をした子ども若しくはその保護者（以下これらを「同意者」という。）又は前条の規定による立入調査の対象となった関係機関等（以下「立入調査対象関係機関等」という。）があるときは、調査中止通知書（様式第6号）により理由を付してその旨を通知するものとする。

（調査の終了）

第11条 擁護委員は、調査が終了した場合において、申立者、同意者又は立入調査対象関係機関等があるときは、調査結果通知書（様式第7号）によりその結果を通知するものとする。

(調整)

第12条 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、子どもと関係機関等との仲介をする等、条例第19条第1項第3号に規定する調整をするものとする。

(要請及び意見)

第13条 擁護委員は、条例第19条第1項第3号に規定する要請をし、又は同項第4号に規定する意見を述べる場合は、市長にその内容を通知した上で、要請・意見表明通知書(様式第8号)により行うものとする。

2 前項の場合において、申立者又は同意者があるときは、その内容を通知するものとする。

(身分証明書)

第14条 擁護委員及び相談・調査専門員は、調査又は調整をするときは、身分証明書(様式第9号)を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

(西東京市子どもの権利擁護委員の会議)

第15条 擁護委員の職務執行の一般方針その他の必要な事項を決定するため、擁護委員全員で構成する西東京市子どもの権利擁護委員の会議(以下「擁護委員会議」という。)を設置するものとする。

2 擁護委員会議に代表擁護委員を置き、擁護委員の互選によりこれを定めるものとする。

3 擁護委員会議は、代表擁護委員が招集するものとする。

4 擁護委員会議は、代表擁護委員が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

5 前各項に定めるもののほか、擁護委員会議の運営に関し必要な事項は、代表擁護委員が別に定めるものとする。

第3章 西東京市子ども相談室

(西東京市子ども相談室の設置等)

第16条 子どもの権利の擁護に必要な支援を行うため、西東京市子ども相談室(以下「相談室」という。)を設置する。

(相談室の利用日、利用時間等)

第17条 相談室の利用日及び利用時間は、次の表のとおりとする。

利用日	利用時間
月曜日から金曜日まで	午後2時から午後8時まで
土曜日	午前10時から午後4時まで

2 相談室の休室日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、利用時間外に執務室を利用することができるものとする。

第4章 雑則

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第25号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

広報・啓発品



機関紙第5号 (2021. 7 発行)

機関紙第6号 (2021. 11 発行)



ポスター



三つ折りリーフレット



のぼり旗



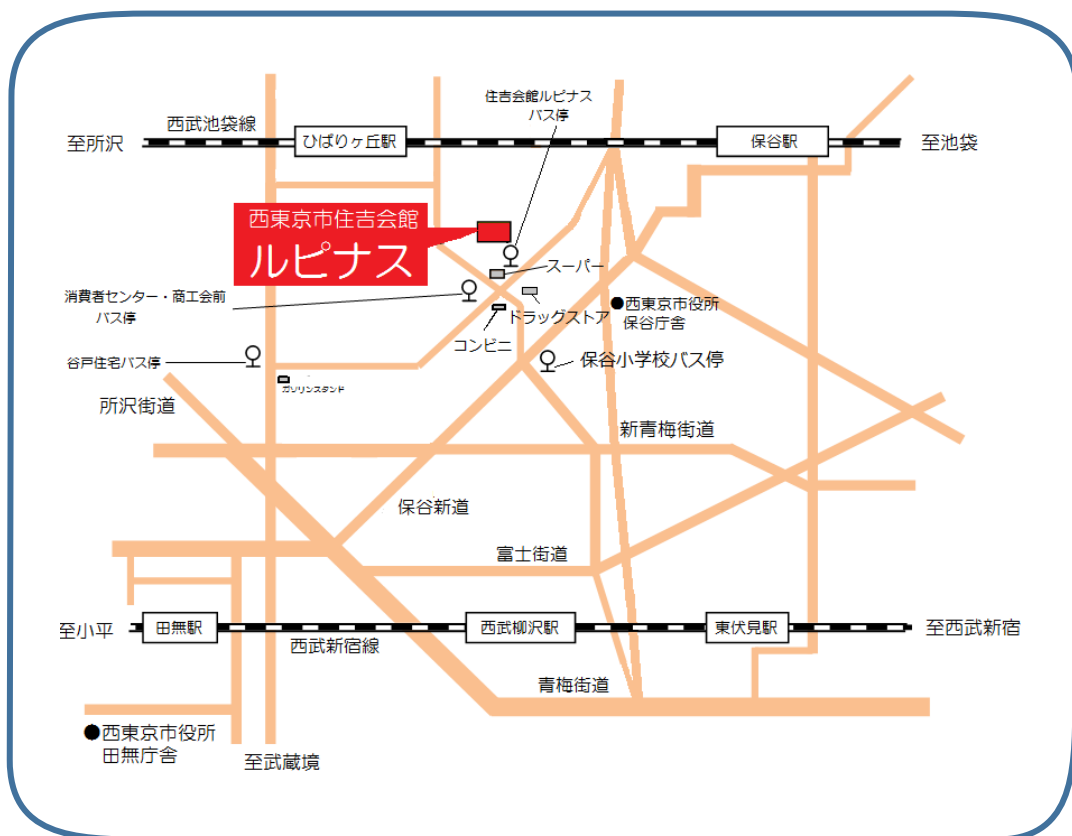
相談PRカード (表と裏)



腕章



ワッパン



〒202-0005 西東京市住吉町6丁目15番6号 住吉会館ルピナス2階
西東京市子ども相談室 ほっとルーム

フリーダイヤル クイック なやみなし
相談専用電話 0120-9109-77

メールアドレス kodomosoudan@city.nishitokyo.lg.jp

西東京市ホームページ <https://www.city.nishitokyo.lg.jp>

西東京市子ども条例



機関紙



メール相談受付フォーム



